

第四十八回国会
衆議院

農林水産委員会議録第二十四号

(四三六)

昭和四十年四月七日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事

議員

委員外の出席者

専門員 松任谷健太郎君

本日の会議に付した案件

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出第一二五号)

牛乳法案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第一七号)

農地開発機械公團法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

○濱地委員長 これより会議を開きます。内閣提出、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案及び芳賀貢君外十一名提出、牛乳法案の両案を一括して議題といたします。

第一回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第二回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第三回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第四回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第五回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第六回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第七回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第八回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第九回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第十回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

第十一回議題 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、畜産振興事業団に、生乳生産者団体を通じる加工原料乳に係る生産者補給金の交付及び輸入乳製品の調整に関する業務並びにこれらの業務と関連して乳製品の買入れ、売渡し等の業務を行なわせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「加工原料乳」とは、指定乳製品その他政令で定める乳製品の原料である生乳であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

2 この法律において「指定乳製品」とは、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する指定乳製品をいう。

第二章 畜産振興事業団の業務の範囲の特例

(畜産振興事業団の業務)

第三条 畜産振興事業団(以下「事業団」という。)は、法第三十八条に規定する業務のほか、次の業務を行なう。

一 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付

二 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品(以下「指定乳製品等」と総称する。)の輸入

三 指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し

四 前号の業務に伴う指定乳製品等の保管

五 前項第一号から第三号までの業務は、次条及び次章から第五章までに定めるところにより行

なうものとする。

(業務の委託)

第四条 事業団は、次の各号に掲げる業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができます。

一 前条第一項第一号の業務(生産者補給交付金の交付の決定を除く。)都道府県その他農林大臣の指定する者

二 前条第一項第二号の業務(輸入の決定を除く。)及び輸入を目的とする同項第三号の買入の業務(買入れの決定を除く。)輸入業者

三 前条第一項第三号の業務(買入れ、交換及び売渡しの決定並びに輸入を目的とする買入を除く。)農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第六号の事業を行なう農業協同組合連合会その他農林大臣の指定する者

四 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかるわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

第三章 加工原料乳についての生産者補給金等の交付

(生産者補給交付金の交付)

第五条 事業団は、予算の範囲内で、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体(法第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。)に対し、当該生乳生産者団体の行なう生乳受託販売(委託を受けて行なう生乳の販売若しくはその委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいふ。以下同じ。)に係る加工原料乳(当該指定に係る都道府県の区域内において生産されるものに限る。)につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付するこ

第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動

(目的)

第一章 総則

2 第一条 総則

とができる。

(生乳生産者団体の指定)

第六条 前条の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする生乳生産者団体の申請により、当該都道府県知事が行なう。

2 前条の指定を受けようとする生乳生産者団体は、農林省令で定める手続に従い、生乳受託販売に関する規程(以下「受託規程」という)を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 生乳生産者団体は、第一項の申請をするには、あらかじめ、その申請及び前項の受託規程につき、総会の議決を経なければならない。(指定の基準)

第七条 第五条の指定は、その申請者が次の各号の要件すべてに適合している場合でなければ、してはならない。

一 当該都道府県の区域(その区域の自然的經濟的条件に照らして、これにより難いと認められる場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域)内で生産される生乳(以下「当該区域内生乳」という。)の販売数量に對し申請者の生乳受託販売に係る当該区域内生乳の数量が農林省令で定める相当の割合を占めているか又はその割合を占めることとなる見込みが確実であること。

二 申請者の定款によれば、当該区域内生産生乳の生産者(農林省令で定めるものを除く。)のすべてがその直接又は間接の構成員となることができるとの認識であること。

三 申請者の定款において、その生乳受託販売の事業に係る施設についてのその構成員以外の者の利用がその構成員に比して実質的に制限されないことを認められること。

四 申請者の受託規程において、生乳受託販売に係る委託をした者に対し支払う対価の算定の方法、生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法その他の事項が農林省令で定める基

準に従い定められていること。

五 第十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

(指定の公示等)

第八条 都道府県知事は、第五条の指定をしたときは、連絡なく、その旨を、公示し、かつ、農林大臣に届け出なければならない。

(受託規程の変更)

第九条 第五条の指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産者団体」という。)は、受託規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 指定生乳生産者団体は、受託規程を変更したときは、遅滞なく、農林省令で定める手続に従い、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第十条 都道府県知事は、指定生乳生産者団体が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、第五条の指定を解除しなければならない。

一 第七条第一号から第四号までの要件の全部又は一部に適合しなくなつたとき。

二 総会の議決を経て第五条の指定の解除の申出があつたとき。

2 都道府県知事は、指定生乳生産者団体が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、第五条の指定を解除することができる。

一 受託規程に違反して生乳受託販売の事業を行なつたとき。

二 正當な理由がないにその構成員以外の者にその生乳受託販売の事業に係る施設の利用を拒んだとき。

三 第八条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

(生産者補給交付金の金額)

第十一條 事業団が交付する生乳受託販売に係る

加工原料乳についての生産者補給交付金の金額は、政令で定める期間ごと及び指定生乳生産者団体ごとに、第一号の保証価格から第二号の基準取引価格を控除した金額に、当該指定生乳生産者団体が生乳の生産者からのその生産に係る

生乳受託販売に係る委託(当該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含む。)を受けて当該政令で定める期間内に行なつた生乳受託販売に係る生乳の数量(他の都道府県の区域内における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行なう生乳受託販売に係るもの)を除く。次条第一項において同じ。)のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知事が認定する数量(その数量の毎会計年度における合計が、当該年度において事業団が第三条第一項第一号の業務として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林大臣が定める数量を基礎として農林省令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量をこえる場合にあつては、その算出される数量)に相当する数を乗じて得た額とする。

加工原料乳についての生産者補給交付金の金額

経済事情を考慮して定めるものとする。

3 農林大臣は、保証価格及び第一項の農林大臣が定める数量を定めるに当たっては、酪農經營の合理化を促進することとなるように配慮するものとする。

4 第一項第二号の安定指標価格(以下「安定指標価格」という。)は、指定乳製品の生産者の販売価格について、当該指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として定めるものとする。

5 保証価格、基準取引価格、第一項の農林大臣が定める数量及び安定指標価格(以下「保証価格等」という。)は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。

6 農林大臣は、保証価格等を定めようとするときは、畜産物価格審議会の意見をきかなければならない。

7 農林大臣は、保証価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

8 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、保証価格等を改定することができる。

9 第六項及び第七項の規定は、前項の規定による保証価格等の改定について準用する。

10 畜産物価格審議会は、法第七条第二項の規定にかかるわらず、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

11 畜産物価格審議会は、法第七条第三項の規定にかかるわらず、前項の事項に關し、農林大臣に意見を述べることができる。

12 指定生乳生産者団体は、事業団から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定生乳生産者団体に前条第一項の生乳受託販売に係る委託を

した者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。

前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

第四章 指定率換算の輸入

第十三条 事業団は、指定乳製品の価格が安定するとして認められる場合には、農林大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。
第十四条 指定乳製品等の輸入は、事業団又は第十四条第一項の規定による事業団の委託を受けた同項第一号に掲げる者でなければ、してはならない。ただし、指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定める場合は、この限りでない。

第十五条 事業団は、法第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものも含む。）

2 事業所は、前項の規定による指定乳製品の買
き 安定目標価格に相当する額からこれに政令
で定める割合を乗じて得た額を控除した額で買
い入れることができる。

(指定乳製品等の売渡し)

標準格に相当する額にこれを政令で定める割合を乗じて得た額を加えて得た額をこえて騰貴する又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管す

指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、隨意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第十七条 事業団は、次の場合には、政令で定めることにより、農林大臣の承認を受けて、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

一 その保管する指定乳製品等の数量が農林省令で定める数量をこえるに至つた場合

二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林省令で定める期間をこえるに至つた場合

三 その他農林省令で定める場合

(買入れ又は売渡しをしない場合)

第十八条 事業団は、次の場合には、第十五条第一項の規定による買入れ又は第十六条の規定による売渡しをしないものとする。

一 第十五条第一項の申込みをした者(生乳生産者団体を除く。)について、その者が基準取引価格に達しない価格で加工原料乳を買い入れ又は買い入れるおそれがあると認めるとき。

二 第十五条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒むとき。

三 第十六条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

四 第十六条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

五 その他農林省令で定める理由があるとき。(交換)

第十九条 事業団は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の

第六章 雜則

指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第十七条 事業団は、次の場合には、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

法の適用

第二十条 法第二条、第四条、第三十八条第一項
第一号及び第一二号並びに第三項、第三十九条から第四十四条まで並びに第四十六条第一項第一号の規定は、法第二条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

第十八条 事業団は、次の場合には 第十五条第一項の規定による買入又は第十六条の規定による売渡しをしないものとする。
一 第十五条第一項の申込みをした者（生乳生産者団体を除く。）について、その者が基準吸引価格に達しない価格で加工原料乳を買い入れ又は買入れるおそれがあると認めるとき。

二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林省令で定める期間をこえるに至った場合
三 その他農林省令で定める場合

二 第十五条第一項の申込みをした者が、正當な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒むとき。
三 第十六条の規定による売渡しの契約に違反する者又は前項の規定による交換に反する者

四 し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

五 その他農林省令で定める理由があるとき。
(交換)

の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の

指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、そ

(法の適用)
第二十条 法第三条、第四条、第三十八条第一項
第一号及び第二号並びに第三項、第三十九条から
第四十四条まで並びに第四十六条第一項第二号の規定は、法第二条第一項に規定する原料乳
及び同条第二項に規定する指定乳製品について
は、適用しない。
安定指標価格及び基準取引価格が定められて
いる場合には、法第五条第一項中「安定基準価格
に達しない」とあるのは「加工原料乳生産者補
給金等暫定措置法昭和四十年法律第
二号」の規定によるものとし、「加工原料乳
に達しない」と、「原料乳」とあるのは「暫定措置法第一條第一項に規定する加工原料
乳」(以下「加工原料乳」といふ。)と、「安定基準
価格に達する」とあるのは「基準取引価格に達
する」と、法第六条第一項中「原料乳の価格」と
あるのは「加工原料乳の価格」と、「生産する
原料乳」とあるのは「生産する生乳」と、同条
第四項及び第六十四条第一項中「原料乳」とあ
るものは「加工原料乳」とする。
この法律の規定により事業團の業務が行なわ
れる場合には、法第三十八条第二項中「前項に
規定する業務」とあるのは「前項に規定する業
務及び暫定措置法第三条第一項に規定する業
務」と、法第四十八条第一項中「第三十八条第
一項第五号の業務(これに附帯する業務を含む
以下同じ。)及び同項第六号の業務(これに附
帯する業務を含む。以下同じ。)に係る經理」と
あるのは「第三十八条第一項第五号の業務(こ
れに附帯する業務を含む。以下同じ。)に係る經理
同項第六号の業務(これに附帯する業務を含む
以下同じ。)に係る經理並びに暫定措置法第三条
第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに
合において、その価額が等しくないときは、そ
の差額を金銭で清算するものとする。

同号の業務に係る指定乳製品等についての同項
第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯
する業務を含む。以下同じ。）に係る経理」と、
法第五十六条の二中「業務として交付する補助
金」とあるのは「業務として交付する補助金又
は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として
交付する生産者補給交付金」と、「当該補助金」
とあるのは「当該補助金又は生産者補給交付金」
と、法第五十八条第二項中「この法律」とある
のは「この法律又は暫定措置法」と、法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法
律又は暫定措置法」と、「第四十六条第一項」と
あるのは「第四十六条第一項若しくは暫定措置
法第四条第一項」と、法第六十二条第一項中
「相当する額」とあるのは「相当する額と暫定措
置法第三条第一項第一号の業務、同項第二号の
業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等につ
いての同項第三号及び第四号の業務に係る第四
十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当す
る額との合計額」と、法第六十三条第一号中
「第四十二条各号、第四十五条の二」とあるのは
「第四十五条の二」と、同条第三号中「第四十二
条、第五十二条第一項」とあるのは「第五十二
条第一項」と、法第六十八条第一号中「この法
律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」
と、同条第六号中「第三十八条第一項又は第二
项」とあるのは「第三十八条第一項若しくは第
二項又は暫定措置法第三条第一項」とする。
(事業団に対する交付金)

のは「この法律又は暫定措置法」と、法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項若しくは暫定措置法第四条第一項」と、法第六十二条第一項中「相当する額」とあるのは「相当する額と暫定措置法第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務に係る第十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額との合計額」と、法第六十三条第一号中「第四十二条各号、第四十五条の二」とあるのは「第四十五条の二」と、同条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と、法第六十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」

と同条第六号中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十八条第一項若しくは第二項」である。又は暫定措置法第三条第一項とする。

対し、第三条第一項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものと

2 政府は、前項の規定によるほか、第三条第一

項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する

業務を含む。)に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第二項に規定する

繰越欠損金がある場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で、事業団に対し、その補てんに充てるため、交付金を交付することができる。

(協議)

第二十二条 農林大臣は、第十三条の承認をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第十七条の承認をしようとするとき、又は同条各号の農林省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第二十三条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは指定乳製品その他第二条第一項の政令で定める乳製品の生産者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる团体を含む）に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人検査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

二十四条 第十四条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二十五条 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第十一條第六項、第十項及び第十一項並びに次項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 第五条の指定に関する手続及び保証価格等の決定に関する手続は、この法律の施行前においても行なうことができる。

3 昭和四十一年度の保証価格等の決定については、第十一條第五項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）の一部を次のよう改正する。

第三十四条第一項の表中「畜産物の価格安定等に関する法律により主要な畜産物の価格の安定に関する重要事項を調査審議すること」と「畜産物の価格安定等に関する法律及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十一年法律第二百五十三号）によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと」に改める。

第五章 指定乳製品の政府買入れ等（第十一條—第十四条）

第六章 指定乳製品等の輸入（第十五条・第十六條）

第七章 学校給食用の牛乳の無償給付等（第十一条—第十八条）

第八章 牛乳審議会（第十九条—第二十二条）

第九章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第十章 罰則（第二十九条—第三十一条）

（目的）

第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の生産の確保、価格の安定、消費の増進等を図るため、生乳についての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に関する基準価格の設定、乳製品の政府の

最近における酪農事情の推移と今後における牛乳及び乳製品の需要の動向に對処して、生乳の合理的な価格形成と牛乳及び乳製品の価格の安定を図ることにより、酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「牛乳」とは、しづつたままの牛乳（次項の農林省令で定める方法による処理を完了していない牛乳を含む。）をいう。

2 この法律において「飲用牛乳」とは、直接飲用に供するため農林省令で定める方法による処理

これが、この法律案を提出する理由である。

をした牛乳をいう。

3 この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、れん乳（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める乳製品であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

この法律において「生乳生産者団体」とは、生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。

4 この法律において「乳業者」とは、酪農振興法（昭和十九年法律第二百八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をいう。

牛乳法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 牛乳等長期需給計画及び牛乳等年度需給計画（第三条・第四条）

第三章 生乳、飲用牛乳及び指定乳製品の価格（第五条—第七条）

第四章 牛乳についての交付金の交付（第八条—第十条）

第五章 指定乳製品の政府買入れ等（第十一條—第十四条）

第六章 指定乳製品等の輸入（第十五条・第十六條）

第七章 学校給食用の牛乳の無償給付等（第十一条—第十八条）

第八章 牛乳等長期需給計画（牛乳等長期需給計画）

第九章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第十章 罰則（第二十九条—第三十一条）

（目的）

第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の生産の確保、価格の安定、消費の増進等を図るため、生乳についての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に関する基準価格の設定、乳製品の政府の

買入れ及び売渡し等の措置を講ずることによ

り、酪農及びその関連産業の健全な発達と農家所得の向上を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

2 牛乳等長期需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 生乳、飲用牛乳及び乳製品の需要の見通し

二 生乳、飲用牛乳及び乳製品の生産の目標

三 乳製品の輸入の見通し

四 前各号に掲げるもののほか、生乳、飲用牛乳及び乳製品の需給に関する重要な事項

三 乳製品の輸入の見通し

四 前各号に掲げるもののほか、生乳、飲用牛

乳及び乳製品の需給に関する重要な事項

5 農林大臣は、牛乳、飲用牛乳及び乳製品の生産条件及び需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、牛乳等長期需給計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（牛乳等年度需給計画）

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の開始前に、牛乳等長期需給計画に基づき、当該年度における牛乳及び乳製品の需給に関する計画（以下「牛乳等年度需給計画」という。）を定めなければならない。

牛乳等年度需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 乳製品の前年度からの繰越見込数量
- 2 生乳、飲用牛乳及び乳製品の生産見込数量
- 3 乳製品の輸入見込数量
- 4 生乳、飲用牛乳及び乳製品の需要見込数量
- 5 指定乳製品の政府の買入見込数量及び売渡見込数量
- 6 生乳、飲用牛乳及び乳製品の翌年度への繰越見込数量
- 7 前各号に掲げるもののほか、生乳の消費地への遠距離輸送に関する事項その他の生乳、飲用牛乳及び乳製品の需給に関する重要な事項

前条第三項から第六項までの規定は、牛乳等年度需給計画について準用する。

第五条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の開始前に、次の価格を定めるものとする。

- 1 生乳の保証価格
- 2 生乳の販売基準価格
- 3 飲用牛乳の販売基準価格
- 4 飲用牛乳の小売基準価格
- 5 指定乳製品の販売基準価格

生乳の保証価格は、生乳の生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参考し、生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

生乳の販売基準価格は、生乳の販売費を含まる自家労働の価格は、他の産業に從事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

生乳の保証価格は、全国の区域を通じて同一の価格となるように定めるものとする。

生乳の販売基準価格は、農業パリティ指標に

基づき算出される価格を基準とし、生乳の生産条件及び需給事情、家計費、物価その他の経済事情を参考して定めるものとする。

5 飲用牛乳の販売基準価格は飲用牛乳の生産者の販売価格について、飲用牛乳の小売基準価格は飲用牛乳の小売業者の販売価格について、指定乳製品の販売基準価格は指定乳製品の生産者の販売価格について定めるものとする。

6 飲用牛乳の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に飲用牛乳の製造及び販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として定めるものとする。

7 飲用牛乳の小売基準価格は、飲用牛乳の販売基準価格に販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として定めるものとする。

8 指定乳製品の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に指定乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として定めるものとする。

9 農林大臣は、第一項の価格を定めようとするときは、あらかじめ、牛乳審議会の意見を聞かなければならぬ。

10 農林大臣は、第一項の価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（生乳の保証価格等の改定）

（生乳の保証価格等の改定）

（生乳の保証価格等の改定）

（生乳の保証価格等の改定）

（生乳の保証価格等の改定）

（生乳の保証価格等の改定）

指定乳製品の販売基準価格又は飲用牛乳の小売基準価格をこえる価格で飲用牛乳又は指定乳製品を販売し、又は販売するおそれがあると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該乳業者又は飲用牛乳の小売業者に対し、その価格を飲用牛乳の販売基準価格、指定乳製品の販売基準価格又は飲用牛乳の小売基準価格まで引き下げるべき旨を勧告することができる。

3 農林大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

第四章 生乳についての交付金の交付

（指定生乳生産者団体に対する交付金の交付）

第八条 政府は、政令で定めるところにより、生乳の販売事業を行なう全国の区域を地区とする生乳生産者団体で農林大臣が指定したもの（以下「指定生乳生産者団体」という。）に対し、生

乳についての交付金を交付する。

前項の交付金の金額は、生乳の保障価格から生乳の販売基準価格を控除した金額に、指定生乳生産者団体が生乳の生産者からその生産に係る生乳の販売の委託を受けた生乳生産者団体からの当該委託に係る生乳の販売（当該生乳を原料とする飲用牛乳若しくは指定乳製品の製造又はその販売を含む。以下この章及び第二十七条第二項において同じ。）の委託（当該生乳につき順次される生乳生産者団体からの生乳の販売の委託を含む。）を受けて行なつた当該生乳の販売に係る生乳の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

（販売方法等の承認）

第九条 指定生乳生産者団体は、政令で定めるところにより、前条第二項の生乳の販売に関する委託を受ける場合の方法並びに次条第一項の規定による交付金の交付の方法を定め、これにつき農林大臣の承認を受けなければならない。

2 指定生乳生産者団体は、前項の承認を受けた事項を変更するには、あらかじめ、農林大臣の

承認を受けなければならない。

（生産者に対する交付金の交付）

第十一条 第八条第一項の交付金の交付を受けた者は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、その者に第八条第二項の販売の委託を受けた者に対し交付しなければならない。この項の規定による交付金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

2 前項の規定による交付金の交付を受けた者は、その交付を受けた金額に相当する金額を、

同項の規定により、その者に第八条第二項の販売の委託を受けた者に對し交付しなければならない。この項の規定による交付金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

3 指定乳製品の政府買入れ等

（指定乳製品の買入れ）

第十二条 政府は、政令で定めるところにより、次の各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものも含む。）を指定乳製品の販売基準価格で買入れるものとする。

一 乳業者

二 乳業者が組織する中小企業等協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつてている

農業協同組合連合会

四 生乳生産者団体

2 政府は、前項の規定による指定乳製品の買入

れについては、生乳生産者団体からの買入れを優先的に行なうものとする。（指定乳製品の売渡し）

3 政府は、前項の規定による指定乳製品の買入

れについては、生乳生産者団体からの買入れを優先的に行なうものとする。（指定乳製品の需給事情を勘案し、指定乳製品の時価が指定乳製品の販売基準価格の水準において安定するよう

売り渡すものとする。（買入れ又は売渡しをしない場合）

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

(罰則) 第二十九条 第十六条の規定に違反して指定乳製品又は同条の政令で定めるその他の乳製品を輸入した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、輸入した指定乳製品又は同条の政令で定めるその他の乳製品の価額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価額の十倍以下とする。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。

3 第一項の価額は、その指定乳製品又は第十六条の政令で定めるその他の乳製品の生産地又は仕入地における原価に、荷造費、運送費、保険料その他の輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。

第三十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第二十七条第二項の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

(経過規定)

2 昭和四十年度の牛乳等年度需給計画の作成について、第四条第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

3 昭和四十年度の第五条第一項の価格の決定については、同項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

4

昭和四十年四月一日において現に輸入貿易管理制度(昭和二十四年政令第四百四十四号)第四条第一項の規定により指定乳製品又は第十六条の政令で定めるその他の乳製品の輸入について承認を受けている者(同令第三条第一項の規定により輸入担当を受けるべきものとして公表された品目)に該当する当該乳製品については、同日において現に同令第九条第一項本文の規定により当該乳製品の輸入について輸入担当を受ける者及びその者から輸入の委託を受けた者(同項ただし書の規定に該当している者を含む)は、同日以後においても、第十六条の規定にかかるわらす、当該承認又は輸入担当に係る当該乳製品の輸入をすることができる。

5

農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

自次中「第三章 生乳等の取引(第十九条第一項二十四条の二)」を「第三章 削除」に改め、「第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二十四条の三)」を削り、「第二十四条の四 第二十六条の二」を「第二十四条の二 第二十六条」に改める。

第一条中「並びに生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置」を削る。

第三章を次のように改める。

6

(畜農振興法の一部改正)

畜農振興法(昭和二十九年法律第一百八十二号)の一部を次のように改正する。

(畜産物価格審議会の一部改正)

交付金を交付し、指定乳製品を買い入れ、又は売り渡し、並びに乳製品を輸入すること。

第十一 条第四号の二の次に次の二号を加える。

中央生乳取引調停審議会

畜産物価格審議会

四の三 生乳についての交付金の交付、指定乳製品の買入れ又は売渡し及び乳製品の輸入に関すること。

(畜農振興法により生乳等の取引契約に関する紛争の調停に関する重要な事項)

削る。

第七条第二項及び第八条第三項中「牛乳、乳製品」を削る。

第十二条中「主要な畜産物」を「食肉等の畜産物」に改める。

第十七条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当するものは、事業團に出资することができる。

一 乳業者（酪農振興法（昭和二十九年法律第八十二号）第二条第一項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。）

二 乳業者が組織する中小企業等協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合連合会

四 生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）

五 乳製品及び「を削り、同項第三号を次のように改める。

三 削除

第三十八条第一項第四号中「第六条第二項、第三項又は第四項を「第六条第一項又は第二項」に改め、「指定乳製品」を削り、同項第六号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び主要な畜産物を「食肉等の畜産物」に改め、同条第二項中「飲用牛乳、乳製品」を削る。

第三十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「指定乳製品又は」及び「第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十条中「指定乳製品又は」及び「当該指定乳製品又は」を削る。

第四十一条中「指定乳製品又は」及び「指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指

定食肉にあつては」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「原料乳及び指定乳製品又は」及び「指定乳製品又は」を削る。

第四十三条第一号及び第二号を次のように改め、同条第一号及び第二号中「指定乳製品又は」を削る。

一 及び一 削除

第四十四条中「指定乳製品又は」を削る。

七条第一項中「第六条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

第六十三条第一号中「第五項」を「第三項」に改める。

第六十四条第一項中「原料乳、指定乳製品」を削る。

附則第十条中「第二項及び第三項」を「第一項及び第二項」に改める。

（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

8 この法律の施行の際現に畜産振興事業団が保管している乳製品は、政令で定めるところにより、政府が買入れるものとする。

9 この法律の施行前にした改正前の畜産物の価格安定等に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

木案施行に要する経費としては、初年度約二百亿を聴取いたします。館林農林政務次官。

○館林政府委員 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案について、提案理由を御説明申上げます。

近年におけるわが国の酪農の発展はまことに目

ざましいものがありますが、わが国経済の高度成長、開放経済体制の進展、農業全体の構造変化等

酪農を取り巻く諸情勢は急速な変化を示しつつあります。また酪農自体としても、その経営規模は

漸次拡大しつつあるとはいっても、その経営規模は

あり、飼料自給度も低く、全体として生産性、収益性は低い状態にあります。また生乳流通加工面に

おきましても、生乳取引の公正と安定の確保、集

乳路線の整備、乳業の合理化等、数多くの解決し

なければならぬ問題をかかえている状況にあり

ます。さらに最近におきましては、生乳生産量の

伸び率が鈍化しており、今後予想される牛乳製品

の需要の増大を考慮するとき、これから需要の

迫切が懸念されております。

これらの諸情勢にからみ、一、今後とも増大

が予想される需要に対応して可能な限り生乳の国

内自給をはかるよう生産の安定的拡大につとめる

こと。二、乳牛飼養規模の拡大を通じて酪農經

営の生産性の向上を促進すること。三、牛乳製

品の需給の安定並びにその処理、加工、流通を通じて国民の食生活の改善に資するため、生乳につい

ての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に関する基準価格の設定、乳製品の政府の買入れ及び売渡し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金の交付の措置、主要な乳製品について畜産振興事業団が行なう一元的輸入による需給安定の措置及び同事業団が行なう乳製品の買い入れ、売り渡しに關する業務を改善整備するための措置を暫定的に講ずることとし、ここに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案を提出した次第であります。

以下この法律案の内容につきまして御説明いたします。

その第一は、加工原料乳生産者に対する補給金の交付の措置であります。畜産振興事業団による

乳製品の需給操作を通じて加工原料乳の価格安定をはかることをその骨子とする現行の畜産物の価格安定等に関する法律による価格安定措置につきましては、最近における生乳生産の動向と乳製品の需給実勢から見て運用上の困難が予想されると

ころであります。

今後酪農経営の安定向上及び牛乳乳製品の需給の安定をはかるためには、価格安定制度の改善強化を緊要とするゆえんであります。特に加工原料乳

につきましては、乳製品の国内価格が国際価格に比して一般に割り高な水準にありながら、原料乳の支払い得る乳価は、なおその再生産を確保するに困難な水準であることから考えて、財政上の援助が必要であります。特に加工原料乳の主要な生産地帯の多くは、今後とも酪農を基幹作物として農業の発展をはかっていくことを必要とする地帯

であります。またこれらの地帯は、今後とも急速な需要の増大が予測される飲用乳の将来における

供給源として期待される地帯であることも配慮さ

れねばならないところであります。

かよな観点から、現在その乳価形成が不明確な生乳取引を用途別価格による取引に改め、加工

原料乳につき生乳生産者に対して補給金の交付を行なうこととしております。これが実施の方法といたしましては、畜産振興事業団が、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体に、生産者から委託を受けて販売した加工原料乳の数量に応じて補

給金を交付し、その生産者団体は、生乳取扱代金に交付された補給金を加算して、生産者に対する

その生乳委託販売数量に応じて支払うこととしたとしております。

補給金は、主要な加工原料乳地域の生乳の再生産を確保することを旨として定められる保証価格と乳製品の実勢価格を基準として定められる加工原料乳の基準取引価格との差額とし、補給金の交付の対象となる数量には、限度を定めることとしております。

第二は、加工原料乳に対する補給金制度及び乳製品の価格安定制度の適正な運営を確保するため、畜産振興事業団が、主要な乳製品の輸入を一元的に行ない、乳製品の需給及び価格の安定をはかることとしたとしております。

第三は、右の制度と関連いたしまして、乳製品の消費の安定に資するような一定の水準での価格の安定を確保するため、畜産振興事業団が行なう乳製品の買入れ及び売り渡しに関する特例措置を定めたことでございます。

なおこの法律案は、今後における酪農及び乳業の合理化の進展と酪農経営にとって価格条件の有利な飲用乳の比率が高まって行くことも期待されますので、昭和四十一年度以降当分の間の暫定措置を定めるものとし、これに伴い現行の畜産物の価格安定等に関する法律の規定の適用について必要な特例を設けてございます。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○渋地委員長 次に、芳賀貢君外十一名提出の牛乳法案について、提出者より提案理由の説明を聽取いたします。芳賀貢君。

ただいま議題となりました芳賀貢君外十一名提出の牛乳法案について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の農業は高度成長政策に災いされて、農業基本法に掲げる生産性の向上と所得の確保は、單なる題目とどまり、農業就業人口の都市への大量流失、兼業農家の急増等によつており、農業生産は停滞し、国民食糧の供給に不安を感じ、今後の農業発展に対し、まことに憂慮すべき事態に立ち至っていることは御承知のとおりであります。

この際、酪農の現状について申し上げますと、昭和三十年の牛乳の頭数は四十二万一千頭であったのが、三十九年には百二十三万八千頭と、十年間に三倍に増加し、いまでは四十万戸の酪農家が平均三頭の乳牛を飼育しており、したがって牛乳の生産についても、昭和三十年には年産百万トンであったのが、三十九年には三百四十五トンと、生産量も三倍に躍進しているのであります。またこれに對して飲用牛乳及び乳製品の国民消費は、毎年一三%ないし一五%と順調に伸長を示しているのであります。かかる生産と消費の動向にもかかわらず、酪農政策については今日多くの矛盾と欠陥が起伏しているのであります。

最近政府は、社会開発の推進によつてひづみ是正をはかり、明るい農村を建設すると宣伝しておりますが、依然として貿易の自由化を促進し、食糧自給体制を放棄し、安上がり農政を強行しておられますことは、各方面から指摘されているところであり、まさに自民党政府に農政なしの感を禁じ得ないのであります。しかして政府はここ数年来、農業基本法のところ、畜産、果樹等の成長部門に対し選択的拡大の路線を推進してまいりましたが、この施策と並行して実行されるべき飼料資源の開発及び流通管理対策、あるいは牛乳、乳製品の生産と価格及び流通対策が、独占的な乳業資本または飼料会社の利益本位に進められているため、酪農民の適正な労働報酬を確保されず、毎年のように生産者と乳業者の間に乳価問題をめぐって紛争を生起させ、結局生産者には低乳価をいい、消費者には生産者乳価の三倍にもなる高い乳価を押しつけているという矛盾をもたらし、いまや酪農民は政府に対し強い不信の念すら抱いているのであります。

まさに農民不在ともいふべき政府の農政に対し、わが日本社会の酪農政策の基本方針を申し立て算定された牛乳の生産者価格であり、同時に政府の保証価格であります。また保証価格は、一物

上げすぎまばらば、すなわちわが国の食糧自給体

制を確立し、食生活の消費構造の質的向上をはかります。

二の、生乳販売基準価格は、農業パリティ指数、物価及び消費者の家計費等を参考して定める

こととし、この価格は、生産者團体が乳業者に生

乳を売り渡す場合の最低販売価格のことであります。

三の、飲用牛乳の販売基準価格は、生乳の販売

等の対策については國の管理を強め、特に価格対

策、消流対策については抜本的な改革を行なうこ

ととし、この基本方針に基づく重要な柱として今

とともに、牛乳の生産、加工、流通、価格、消費

回牛乳法案を提出した次第であります。

したがつて本法案の目的といたしますところ

は、牛乳及び乳製品の生産の確保、価格の安定、消

費の増進等をはかるとともに、酪農及びその関連

産業の健全な発達と農家所得の向上を促進し、あ

わせて国民食生活の改善に資するため、生乳につ

いての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に関

する基準価格の設定、乳製品の政府の買入れ及

び売り渡し、学校給食用牛乳及び母子保健牛乳の

給付等の措置を講じようとするものであります。

以上が本法案を提出した理由であります。

次に、法案の内容について申し上げます。

第一に、農林大臣は毎五カ年を一期とする牛乳

等長期需給計画を定め、これに基づき牛乳等年度

需要計画を定めて公表することとしております。

次に、法案の内容について申し上げます。

第二に、農林大臣は牛乳年度の開始前に、一、

生乳の保証価格、二、生乳の販売基準価格、三、

飲用牛乳の販売基準価格、四、飲用牛乳の小売り

基準価格、五、指定乳製品の販売基準価格を定め

て告示することといたします。

まず一の生乳の保証価格は、食管法に基づく

生産者米価と同様に、生産費所得償補方式によつて算定された牛乳の生産者価格であり、同時に政

府の保証価格であります。また保証価格は、一物

一価の原則により、全国同一価格をたてまといたしております。

二の、生乳販売基準価格は、農業パリティ指数、物価及び消費者の家計費等を参考して定める

こととし、この価格は、生産者團体が乳業者に生

乳を売り渡す場合の最低販売価格のことであります。

三の、飲用牛乳の販売基準価格は、生乳の販売

等の対策については國の管理を強め、特に価格対

策、消流対策については抜本的な改革を行なうこ

ととし、この基本方針に基づく重要な柱として今

とともに、牛乳の生産、加工、流通、価格、消費

回牛乳法案を提出した次第であります。

したがつて本法案の目的といたしますところ

は、牛乳及び乳製品の生産の確保、価格の安定、消

費の増進等をはかるとともに、酪農及びその関連

産業の健全な発達と農家所得の向上を促進し、あ

わせて国民食生活の改善に資するため、生乳につ

いての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に関

する基準価格の設定、乳製品の政府の買入れ及

び売り渡し、学校給食用牛乳及び母子保健牛乳の

給付等の措置を講じようとするものであります。

以上が本法案を提出した理由であります。

四の、飲用牛乳の小売り基準価格は、飲用牛乳

の販売基準価格に、小売り販売に要する標準的な費用を加えたもので、飲用牛乳の消費者価格のこととあります。

五の、指定乳製品の販売基準価格は、生乳の販

売基準価格に、乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

四の、飲用牛乳の小売り基準価格は、飲用牛乳

の販売基準価格に、小売り販売に要する標準的な費用を加えたもので、飲用牛乳の消費者価格のこととあります。

五の、指定乳製品の販売基準価格は、生乳の販

売基準価格に、乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生産者團体による生乳の一元集荷多元販売についてであります。生乳の生産者が構成員となつて、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生産者團体による生乳の一元集荷多元販売についてであります。生乳の生産者が構成員となつて、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生乳の販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

価格の安定をはかるため、指定乳製品を生産者団体または乳業者からの申し込みを受けて貰い入れるものとし、買入価格は販売基準価格によるものとし、買入価格は販売基準価格によるものとし、買入価格は販売基準価格によるものとし、買入価格は販売基準価格によるものは、その時価が販売基準価格の水準に安定するようにつとめることといたしてあります。政府が買入価格の輸入について行なうことといたしてあります。

第六は、乳製品の輸入について行なうことがあります。政府は牛乳等年度需給計画に基づき、需給上必要な乳製品を輸入するものとし、輸入については政府がこれを行なうことといたしてあります。

第七は、学校給食用牛乳の無償給付と、母子保健牛乳の給与について行なうことがあります。わが日本社会は、すでに第四十六回国会において学校給食法の一部改正法案及び学校給食牛乳の供給に関する特別措置法案を提出し、今国会において目下継続審議中でありますが、両法案の趣旨は、義務教育諸学校の児童、生徒に対し、牛乳の学校給食を無償で給与することとし、これが実施に必要な措置を内容としたものであります。したがつて本法案においても、学校給食牛乳を無償で給付する旨を明らかにいたしましたのであります。また妊娠婦及び乳幼児の健康の保持増進をはかるため、母子に対する牛乳、乳製品の摂取に必要な費用の全部または一部を国が負担する旨を明らかにいたしてあります。

第八は、牛乳審議会の設置についてであります。審議会は農林大臣の諮問に応じ、牛乳等需給計画、生乳の保証価格、飲用牛乳及び乳製品の販売基準価格、その他重要事項を調査審議し、あわせて農林大臣に対し建議するものといたしてあります。

第九は、生乳の遠距離輸送に関する施策についてであります。政府は牛乳等年度需給計画に基づき、牛乳の流通の円滑化をはかるため、牛乳の遠距離輸送に必要な牛乳専用貨車または牛乳専用船を建造して、これを指定生産者団体に無償貸し付けを行ない、公共的な牛乳の輸送が期せられるようにならうことをいたしてあります。

第十に、政府は生乳の価格安定をはかるため、生産者団体の飲用牛乳または乳製品の製造施設について、経費の一部を補助することができるることとし、また乳業者に対するものとし、それらの製造施設に要する資金の融通、あっせんを行なうものといたしてあります。

第十一に、農林大臣または都道府県知事は飲用牛乳または乳製品の製造または販売業者に対し、流通経費の低減をはかるため、経営の改善、合理化等に関し、必要な勧告を行なうことができるものといたしてあります。

第十二は、交付金の対象となる生乳の集荷及び販売の適正を期するため、指定生産団体及び乳業者は農林省令で定めるところに従い帳簿を備え付けること、農林大臣または都道府県知事が必要とする報告、または立ち入り検査に応ずる義務を明示いたしたのであります。

第十三は、附則におきまして農林省設置法、酪農振興法、畜産物価格安定法についての改正及び諸規定の整備を行なうことといたしてあります。なおこの法律の業務及び会計については牛乳管理特別会計によることとし、別途に法律案を提出することといたしたのであります。

以上が牛乳法案の内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いして、提案理由の説明といたします。

○ 檀原政府委員 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案につきまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、ここでは省略することといたし、以下この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案の構成につきましては、全七章及び附則からなっておりまして、以下章を追つて御説明申し上げます。

まず第一章におきましては、この法律案の目的とこの法律案における用語の定義を定めておりま

す。

そこで需要の動向に即応した牛乳及び乳製品の供給をはかり、酪農経営の安定向上を期

するためには、酪農振興施策の重要な一環として、現行価格安定制度につきその改善強化をはかることが緊要であると考えるのであります。現行

価格安定制度の改善強化の方途につきましては、用途別の取引が行なわれる場合、特に価格条件の不利が予測される加工原料乳について、これを補

正するため、財政上の援助を行なうこととしたものであります。

加工原料乳についての生産者補給金の交付の方法につきましては、畜産振興事業団が、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体に対し、生産者から委託を受けて販売した加工原料乳について生産者補給交付金を交付することとし、その交付を受けた指定生乳生産者団体は、これを生産者補給金として、牛乳の販売の委託をした者に対して、販売の委託をした生乳の数量を基準として交付することといたしてあります。

生産者補給交付金の交付を受ける生乳生産者団体は、都道府県知事の指定を受けることを要する立つて加工原料乳について生産者補給金を交付することといたしてあります。生産者補給交付金の公平を確保しつつ、本制度の円滑な実施をはかるためには、生乳の販売を行なう生産者団体の段階で乳価のブールが行なわることが最も適切であると考えられることにかんがみ、都道府県の区域ごとに生乳の販売を行ない、かつ乳価のブールを行なうものとして生乳生産者団体を指定する」ととしたのであります。

都道府県知事の行なう生乳生産者団体の指定につきましては、以上の趣旨及びこれが生産者補給金の交付を受けることとなる法律上の地位に

かんがみ、第一に生産者から委託を受けて販売する生乳の数量が、区域内で生産される生乳の数量に対し、相当の割合を占めていること。

第二に区域内の生産者のすべてが直接または間接に加入でき、かつ員外者の利用がその構成員に比し、実質的に制限されていないこと。

第三に生乳の販売の委託をした者に対しても支払う対価の算定の方法、生乳の販売價格の約定の方法等が農林省令で定める基準に従つて定められており、これらは要件のすべてに適合するものに限つて、指定することいたしました。

次に、畜産振興事業團が指定生乳生産者団体に交付する生産者補給交付金の金額は、次に御説明いたします保証価格と基準取引価格との差額に、当該指定生乳生産者団体が生産者から委託を受け販売した加工原料乳の数量を乗じて得た額としております。

この場合における保証価格につきましては、生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として、農林大臣が定めることといたしております。

また基準取引価格につきましては、指定乳製品にあっては次に御説明いたしますその安定指標価格、その他的主要乳製品にあつてはその生産者の販売価格から当該乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用の額を控除した金額、すなわち加工採算価格を基準として、農林大臣が定めることと

いたしております。
また基準取引価格の算定の基礎となると同時に、畜産振興事業団の行なう買い入れ、売り渡し等の基準となる指定乳製品の安定指標価格につきましては、指定乳製品の生産条件及び需給事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として、農林大臣が定めることといたしております。

の交付を受けることができる加工原料乳の数量につきましては、限度を定めることといたしております。この限度につきましては、畜産振興事業団が交付する生産者補給交付金にかかる加工原料乳の数量の最高限度として農林大臣が定める数量を基礎として、指定生乳生産者團体ごとに算出する

ことといたしております。この農林大臣が定める数量につきましては、生乳の生産事情、飲用牛乳及び製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めることといたしております。

なお、農林大臣は、保証價格及び農林大臣が定める数量を定めるにあたっては、酪農經營の合理化を促進することとなるよう配慮することとしております。

以上の保証価格、基準取引価格、安定指標価格及び農林大臣が定める数量につきましては、会計年度ごとに、その年度の開始前に畜産物価格審議会の意見を聞いて定めることとしております。

次に、第四章におきましては、この法律案の第二条の措置であります畜産振興事業団による指定乳製品等の一元的輸入に関して定めております。まず牛乳及び乳製品の需給の推移によりまし

ては、自給及び供給の安定上必要な乳製品に「べき」ましては、輸入を行なうことも考慮しなければならないのであります。したがいましてわが国の酪農及び乳業に対する悪影響を避け、かつ指定乳製品の勘定各官署に並びこれが表題の上に立つて丁

なわれる加工原料乳についての生産者補給交付金の交付措置を実効性を確保するため、指定乳製品及び政令で定める乳製品の輸入につきましては、畜産振興事業団をして、一元的に行なわしめるこ

といたしましたのであります。

は、農林大臣の承認を受けて指定乳製品等を輸入することができる」ととし、同時に指定乳製品等の輸入は、畜産振興事業団または同事業団の委託を受けた者でなければならないこととい

たしております。なお指定乳製品等の一元的輸入の趣旨が指定乳製品の国内における需給及び価格の安定をはかることにあるから、指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがない場合については、一元的輸入から除外することといたしております。

次に、第五章におきましては、この法律案の第三の措置として、畜産振興事業団が畜産物の価格安定等に関する法律に基づき行なつております指定乳製品の買い入れ、売り渡し等につきまして、

特例措置を定めております。すなわち乳製品の個格安定措置につきまして、すでに御説明いたしました加工原料についての生産者補給交付金の交付措置及び指定乳製品等の一元的輸入措置との制度

上の連携をはかりつつ、所要の改善を加えたのであります。

れの品目に、指定乳製品のほか、政令で定める乳製品を追加することといたしております。

いきおもては、畜産物の価格安定等に関する法律における安定上位価格及び安定下位価格による価格帯での価格の安定にかえて、その価格を安定指標価格の水準において安定させることを目指す、安定目標価格を基準として上下にそぞら一二

定の幅を設け、需給操作を行なうこととしたとしております。

品等の交換等に関しまして、それぞれ畜産物の価格安定等に関する法律の規定に相応した規定を設けております。

この法律の施行に伴う畜産物の価格安定等に関する法律の適用についての特例、政府からの畜産振興事業団に対する交付金の交付等に関する規定を設けております。

まず畜産物の価格安定等に関する法律の適用についての特例について御説明いたしますと、同法に規定する原料乳の安定基準価格及び指定乳製品の安定上位価格及び安定下位価格に関する規定並びに指定乳製品の買い入れ、売り渡し等に関する規定につきましては、この法律案に保証価格規定

指標価格等に関する規定並びに指定乳製品等の買い入れ、売り渡し等に関する規定が設けられたことに伴い、適用しないこといたしております。

より原料乳を買い入れる乳業者に対する農林大臣または都道府県知事の勧告措置につきましては、この法律案による基準取引価格を下回る価格で加工原料乳を買い入れる乳業者に対して適用するた

め、所要の規定を読みかえて適用することいたしておられます。

規定の適用がありますが、このうち所要の事項につきましては、これらの規定を読みかえて適用することといたしております。このうち主要なものにつきまして御説明いたしますと、畜産振興事業につきましては、(略)

日本に行なう加工原料等についての生産者組織交換金の交付業務及び輸入乳製品の買い入れ、売り渡し等の業務にかかる経理について新たに一つの特別の勘定を設け、現行の業務についての経理と区別して整理することとして、輸入乳製品の売買と

より差益が出た場合には、これを生産者補給交付金の交付業務の財減の一部に充当することができることといたしております。

して交付する生産者補給交付金につきましては、國が國以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律を準用することいたしております。

次に、政府は畜産振興事業團に対し、同事業團が行なう加工原料乳についての生産者補給交付金の交付業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付することといたしております。

またさきに御説明いたしましたように、畜産振興事業団は、生産者補給交付金の交付業務及び輸入乳製品の買い入れ、売り渡し等の業務にかかる経理につきましては、特別の勘定を設けて区分経理し、輸入乳製品についての売買差益が生じた場合には、これを生産者補給交付金の財源の一部に充当することができるとしておりますが、その反面輸入差損の発生も予想されるところでありますので、このため発生した繰り越し欠損金を補てんするため、政府は以上の交付金のほかに、同事業団に対し交付金を交付することができることがあります。

以上のほか、この法律の施行に必要な限度において、農林大臣または都道府県知事が生産者、乳業者、指定生乳生産者団体等について報告を徴収し、及び立ち入り検査を行なうことができる等の規定を設けております。

最後に、第七章におきまして、所要の罰則規定を設けているほか、附則におきまして、この法律案は昭和四十一年四月一日から施行することとしております。なお生乳生産者団体の指定に関する手続及び保証価格等の決定に関する手続につきましては、この法律案の施行の準備をいたしましたため、法律施行前においても行なうことができるることといたしております。

以上をもちまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案の提案理由の補足説明をいたします。

前会に引き続き質疑を行ないます。湯山勇君。

○湯山委員長 せつから行政管理庁のほうからおいでいただいておりますし、お忙しいようでござりますから、行政管理庁への質問を先にいたしたいと思います。

○濱地委員長 次に、農地開発機械公團法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○湯山委員長 せつから行政管理庁のほうからおいでいただきておりますし、お忙しいようでござりますから、行政管理庁への質問を先にいたしたいと思います。

意見の中に、農地開発機械公団の運営は非常に不安定だ、その収益力を増進しなければいまの不 安定な状態はいつまでも続く、そこで農地開発の実施業務に関しては、農地局の代行ができるよう な能力と規模とを早期に確立しなければならないと いう意見書が出されております。昨日当委員会に おきまして、この臨時行政調査会の御意見につい て、農林省のほうへ同僚の橋崎委員から御質問を 申し上げましたところが、農林省の御意見として は、この意見の締めくくりになつてある農地開発 の実施業務に関しては、農地局の代行をする能力 と規模を早期に確立するという点については全く 意見を異にする。本来農地開発機械公団の使命 は、法律の第一条にある高能率の機械の効果的な 運用をはかることが目的であつて、いま臨時行政 調査会の意見にあるような、そういうことをやる ということは間違いだと申しますか、それは農林 省としてはいただけないことだという意味の御答弁がきのうございました。そこで一休臨時行政調査会はこういう意見を出されるときに、農林省に ついてお調べになつたのかどうか。どういう調査の結果、こういう御意見を農地開発機械公団につ いてお出しになつたのか、この点をまず承りたい と思います。

○井原政府委員 私、実は臨調の事務局においてま して、いろいろと臨調の調査の進行状況をフオ ローいたしております。ただ、いま御指摘の特殊 法人の実態調査はどういう範囲までいたしたかと いう問題につきましては、これは専門部会という 段階で調査員を動員いたしまして、事務局とは別 途に調査をいたしたわけであります。したがつて その点では私の承知しておる範囲が必ずしも全部 をおおつてはおらぬと思いますが、大体九十九の 特殊法人の中で約十九を指摘しております。この 勘告案を出すにつきましては、相当な関係責任者 の意見を聞き、実地調査まではいたしておらぬと

○湯山委員 いま局長の御答弁にありましたように、臨調としては十分自信を持ってこの勧告をしました。こういうことでござりますが、それでは農地局に提案をされたものであります。

昨日の御答弁では、機械公団が農地局の代行をするだけの能力を持つようにならなければならぬという点については、意見を異にするという意味の御答弁がございました。そうすると、これはどちらかが間違つておらなければならないことになるわけです。いま行管の局長の御答弁がございまして、実地についても調査をやって自信を持つておるということですが、農地局長はそれについてはどうお考えでしょうか。

○丹羽政府委員 昨日も申し上げたつもりでございますが、農地局は、たとえば国営事業につきましては調査し、企画し、具体的な設計を立てまして、かかる後にその事業所でもってそれを請負業者にかけるという仕事をいたしております。したがつて農地局自身がオペレーターを使い、機械を動かすということは、過去において直轄事業としてのごく一部においてやったことはござりますが、現在におきましては、いわば一種の企画、事業主の立場にある。したがいまして現在の機械公団といふものは、先生もいま御指摘のとおり、事業主に機械を貯すか、事業主の委託を受けて機械を実際に使って工事をやるかということを任務といたしております。したがいまして私昨日も申しましたとおり、機械公団の性格といふものを全く変えまして、持っている機械等を全部処分をいたしまして、そうして要するにそういう企画、発注止して新しい機械公団をつくれという御意見に本

○湯山委員 いまのような御意見で、臨調のほうの御意見と農林省の御意見とは、その根底において違つておると思います。この勧告を拝見しますと、勧告は、どちらかといえば機械公団の経営面を重点的に取り上げになつてゐる。局長の御答弁はそうではなくて、この公団の性格、そこからいまのようないく御見解を持つておる。これではこういう勧告をなさつても、全く意味をなさないということになると思ひますが、それでいいのでござりますか。

○井原政府委員 先ほど私は、臨時行政調査会をいたしましては十分自信を持って勧告を出したという御報告を申し上げました。ただこれをいま政府が行政改革本部で受けとめて、実は特殊法人につきまして、臨調が指摘いたしましたものについては、調査を進めております。行革本部としましてもう一ぺん再検討するという点について調査いたしておりますわけであります。本件もいままさに調査中でございます。そういうことで、これから農林当局と十分詰めをやらなければならぬということ、考えておりますので、臨時行政調査会は確かに一つの立場から割り切つた提案をしているわけでありますけれども、いよいよ実施という段階になつて若干再検討をしなければならぬということ、あるいは補足調査をするということともやむを得ないということもあり得ると私どもは思つております。そういう意味で改革本部としましては作業を進めており、具体的には行審が指摘の法人については調査を進めていますので、農林省と改革本部あるいは行政管理庁が平行線のままに最後

までなるとは考えておらぬわけであります。

○湯山委員 平行線のままになるとは考えないといふのは、どちらかが歩み寄らなければならぬわけですね。そうなりますと、局長の言われるのには、法律的目的に立つていまのような立論をされている。それから臨時行政調査会のほうは、そういうことじやなくて、実態に立つてそういう議論を進めている。これはどちらが一体正当ですか。

○丹羽政府委員 若干補足させていただきますが、実は御指摘の中でいろいろござりますうち、機械公団の機械の稼動を高めなければならぬ、あるいはいろいろの事業を公団に施行せしめる必要がある。たとえば牧野の造成、八郎潟耕地整備事業についても、公団で可能なものは極力公団に受託——これは委託と読むのかもしれませんけれども——していくという部面については、先般来私どもお答えいたしました。この御勧告の中で一つの問題点は、農地局に代替し得るほどの公団の能力と規模を早期に確立する必要があるというところが、ちょっと問題であります。そこで私は、機械公団そのものがどうあるべきかという大きな取り上げ方の問題といたしましては、機械公団というものを受注公団から発注公団といいますか、ほかの発注公団のように将来改めていくことがいいのかどうかということは、それ自身研究課題だと言存じますが、いまの機械公団をそのままにして、そしてこの姿において本法律のもとにおいて、代替し得るというふうに持つていくことは、性格的に本質を変えることでござります。それらを含めて慎重に検討を要する問題、かように考えておるわけでございます。その点、念のため申し上げます。

○湯山委員 いまおっしゃったことはよくわかつておるので、問題は、いま局長が最後におっしゃったことが、実はこの勧告の柱をなしておる。他は、ただこういう例をあげただけで、そういうことについても、これはよく存じております。問題は、基本的な問題で両者に対立があるというところが

問題なので、相当これには費用もかけたし、期間もかけて出た結論なので、それがいま基本的なそ

ういうところで食い違いのあるような勧告だと、私は臨調の勧告というものはきわめてあいまいなものじやないか、もつと言えば、一体こうなつたときの責任は、現段階においてはどこにあるのか、そういうことも実はお聞きしたいと思うくらいですが、これがいまのよう、現行法のもとではそういうことはできないというようなことだと、一體こういう勧告をなさつた臨調のお考えというの

○井原政府委員 臨調は、現在の農地開発機械公団の現行制度のままで、それを是認して、そのワク内で運用で改めるという、そういう程度のことだけではなしに、相当立法論を含めて言うておる

わけです。いま伺っておりますと、農林省のほうでは、現在の機械公団の性格としてはこれこれと、いうことをおっしゃっておる。臨調は、相当立法論を考えておるわけです。したがつてこの機械公団は将来必要とあれば性格を変えてよろしいし、新しい事業を持つてもよろしいし、あるいは別途の似通つたものと統合するというような考え方もある。臨調としては、そういう特殊法人の縮小といいますか、整理というような観点も、かなり強い問題意識だったわけであります。現在これに与えられておる性格では無理だといふような、そういうワク内の話ではないに、少し立法論にはみ出した提案をしておると思いますので、その辺が農林当局と現任の段階では食い違つておるかと思います。しかしいま改革本部で調査中でござりますので、先ほど申し上げましたように、いずれは一つの結論になる、かように私どもは見ておるわけでございます。

○湯山委員 これは将来の問題として、いま行管

のほうで御答弁にあったように、法律改正をして公団の性格を変えるということについては、検討の余地ありとお考えなんですか。それはやるべきことではないというお考えですか。

○丹羽政府委員 私はこれを実は非常にむずかしい問題と理解いたしております。したがつて土地改良事業、農用地造成事業のあり方の根本から始まりましたとおり、機械公団の現行法でもりっぱなファンクションを持つておるわけであります。この現行法に基づいたファンクションをりつぱに果たせるように手当てを考えるという方向で進みます。

○湯山委員 もう一つお伺いしますが、将来はそういうふうに変わる可能性もあるということですか。

○丹羽政府委員 臨調との関係では、広範囲にいろいろの議論をいたして、十分研究を続ける必要があると存じております。それからいま私どもの監事の問題だけをどれだけ検討したかといふことは、ちよつとはつきりいたしません。ただこれは、実は私自身が専門部会の調査員として、専門委員の指揮を受け、調査をいたしております。監事の問題だけをどれだけ検討したかといふことは、ちよつとはつきりいたしません。ただこれは、行政管理庁が勧告をいたしてあります。これは臨調とは別途に監事の制度の問題について出しておりますので、それによって現在は改善を進めています。

○湯山委員 そういう場合に、常識論としても、

こういう勧告をなさるとときには、開発機械公団の監事については十分意見を聞く、これは当然のことだと思います。そういうことから、監事の権限強化についての御勧告もあった、こう思います。ところが、公団はたくさんござりますけれども、それは監事が一名というのが非常に多いのです。自ら私どもは単純制のものが非常に多いのです。自ら私どもは常にそういうことを申しておるのでけれども、監事が一名というところにも、いまのような食い違いが生じた原因があるのじやないか。少なくとも監事は複数でなければならない。常任監事が一

に非常に問題があると思ひます。その調査というものは、当然農林省についてもなされなければなりません。その全部につきまして、各省あるいは農林省

のほうでお話し合いをお続けになつても、これだけ違つた平行線で一致した立場が出るということは、これは容易なことではないと思ひます。これはどうしてほしいとか、こうしてほしいといふことではありませんけれども、指摘だけにとどめて、行管のほうでひとつそういう基本的な問題について、もう一べん御検討を願いたいと思ひます。なおこの勧告をつくるにあたつて、非常に重要な役目をしたと思われるは、この公団の監事でございます。一名の常任監事、その常任監事について、この勧告をなさるときに、十分意見をお聞きになつたと思ひますが、どうでしようか。

○井原政府委員 これも先ほど申し上げましたように、実は私自身が専門部会の調査員として、専門委員の指揮を受け、調査をいたしております。監事の問題だけをどれだけ検討したかといふことは、ちよつとはつきりいたしません。ただこれは、

名の場合は、非常勤でけつこうだと思います。とにかく監事を複数にするということは、直接大臣

にものがあるといふことよりも、もっと重要な性格の公団で、常任監事を一名しか置かないことがあります。そこで一体こういうことじやないかと思うのです。そこで一体こういう

〇井原政府委員 特殊法人九十九のうちで、監事

一名の法人は二十五ございます。

〇湯山委員 九十九の中に二十五といえば、四分の一は一名しかいないといふことなんですが、その一名にするのか、あるいは二名以上にするのか

という基準が何かございますか。

〇井原政府委員 これは行政管理庁が特殊法人の審査権を持ちまして、ことしが三年目でございま

す。そういう点について、実はざくばらんな話が、はつきりした基準を持っておりません。主務官庁が、できたものをおおむね支障がないといふことで承認をしておるという段階、これはしかし

し私十分とは思いませんけれども、現在の段階ではその程度でございます。したがって基準という

ものでお答えすべきほどのものはございません。

〇湯山委員 率直な御意見で、そだらうと思いま

す。そこでこの勧告がいまそういうような平行線をたどるようになつた。それから監事の権限強化というのは、ただ一人では、大臣に直接言つた

としても、いまのようにも平行する場合もあると思います。そういうことが一人の場合は

なくして、一方だけが一〇〇%になつてしまつ

ることは、私は非常に問題だと思います。そこで

将来の問題として、こういう公団の監事というの

は、それは人件費等の関係もありますから、必ず

常任を複数にせよということは私は申しません。非常勤でもけつこうです。ともかくも複数にする

といふことは、行政管理の方針としては当然とするべきだと思いますが、局長の御意見はいかがで

しょうか。

〇井原政府委員 いまの御提案の件は、確かに重

要なる示唆だと思いますけれども、将来行管が特

殊法人の審査をいたします場合に、十分考えてま

いたいと思います。

〇湯山委員 その点は、ここに一つ農地開発機械公団という具体的な事実があつたので、よくおわかりいただけたと思います。早急にひとつ御善処願いたいと思います。どうもたいへんお忙しい中

をありがとうございます。次にお尋ねいたしますが、これは昨日橋崎委員

からも指摘がございましたが、現在の開発機械公団で、局長が先ほど来御主張になつたように、高能率の機械の活用ということがほんとうに行なわれているとお考えなのかどうなのか、丹羽局長にお尋ねいたしたいと思います。

〇丹羽政府委員 率直に考えまして、機械公団ができました当初の日本におきます土木工事、こと

に開墾工事におきましては、先生御承知のとおり、全国的に手開墾が支配的な状況でありました

が、ここに大型のブルドーザー他の機械を入れまして、一挙に短期間に開墾をするということの道が開かれました。その後開拓の問題は非常に問題がございまして、逐年機械で開拓をするという仕事が拡大をいたしてまいりました。その意味におきまし

て、機械公団が上北、根釣でやりましたことにつきましては、パイオニア的な価値を持つたと高く評価をいたしております。その後民間

業界等におきましても、それの成果により、また農林省等が機械開拓というものを奨励いたします開拓もありまして、大型の機械を逐次みずから持つようになつた。いわゆるブルドーザーを中心とす

て、機械公団の第一義的な任務は、局長御指摘の

〇〇多果たしているかという点になりますと、民

間にも相当大型機械が入りました関係上、若干問

題があろうかと思いますが、やはりこれだけの機械を持ち、これだけの組織を持ってやっておりま

すので、相当程度その使命を果たしておる、かよ

うに私どもは認識いたしております。

〇湯山委員 いま行政管理庁の臨時行政調査会の開発機械公団の第一義的な任務は、局長御指摘の

〇〇多果たしているかという点になりますと、民

間にも相当大型機械が入りました関係上、若干問

題があろうかと思いますが、やはりこれだけの機械を持ち、これだけの組織を持ってやっておりま

すので、相当程度その使命を果たしておる、かよ

うに私どもは認識いたしております。

〇丹羽政府委員 御指摘のとおり、高能率の機械

が非常にふえておりまして、これもやはりブル

を

が非常にふえておりまして、これもやはりブルを

中心とする事業でございますから、その過程において

ござましてできるだけ大きな機械を長い経験で効率

的に使う仕事のパイオニアとしての役割りを、機械公団には果たしてもらつていて、かよう

あります。そこで赤字の発生は、ある程度やむを

得ないのだという立場に立ちまして、三十三年に赤字を八百万円ばかり埋めまして、三十七年に

一億五百万円埋めました。しかし赤字を出してお

いて埋めておるというのには、あまりに能がないと

いう立場に立ちまして、今度は前向きに最初から

は赤字を八百万円ばかり埋めまして、三十七年に

一億五百万円埋めました。しかし赤字を出してお

いて埋めておるというのには、あまりに能がないと

いう立場に立ちまして、今度は前向きに最初から

は赤字を八百万円ばかり埋めまして、三十七年に

一億五百万円埋めました。しかし赤字を出してお

いて埋めておるというのには、あまりに能がないと

いう立場に立ちまして、今度は前向きに最初から

は赤字を八百万円ばかり埋めまして、三十七年に

一億五百万円埋めました。しかし赤字を出してお

いて埋めておるというのには、あまりに能がないと

いう立場に立ちまして、今度は前向きに最初から

は赤字を八百万円ばかり埋めまして、三十七年に

一億五百万円埋めました。しかし赤字を出してお

いて埋めておるというのには、あまりに能がないと

いう立場に立ちまして、今度は前向きに最初から

おいては、私は公共性なり独自の使命を持つてお

ると理解しております。したがいましてその線に沿つて仕事を完全にやっておりますために発生す

る赤字は、やむを得ないのでないかといふ

が、三十数年ころからの赤字問題が非常にあります。そこで赤字の発生は、ある程度やむを

あります。したときから私は考えておった問題でございま

す。ただ問題は、そこにおいて経営努力の問題、あるいはその赤字の発生が、それからだけ出でいるかどうかというところに、問題があつたわけであります。そこで赤字の発生は、ある程度やむを

あります。たゞ問題は、そこにおいて経営努力の問題、あるいはその赤字の発生が、それからだけ出で

ります。これからの問題については機械公団には果たしてもらつていて、かよう

あります。そこで赤字の発生は、ある程度やむを

あります。たゞ問題は、そこにおいて経営努力の問題、あるいはその赤字の発生が、それからだけ出で

ります。これからの問題については機械公団には果たしてもらつていて、かよう

ればならないというところに問題がある。

この問題はその辺にいたしまして、そこでそのため、本来高能率の機械を効果的に運用するという以外の仕事にもずいぶん手を出しておるという面があると思います。そこで公団の職員の中にいる、特に技術関係の職員で、これではどうも公団の仕事に希望があり持てないというので、公団を離れていくというケースがあると聞いておりますが、その辺はどうなつておりますか。

○丹羽政府委員 きょうお配りしました資料の中にもございますが、契約金三十億の中で二十五億土地改良事業であります。それ以外に、農林大臣の認可を受けて農地の造成、改良に関係のない仕事をやれるという法律の規定を発動してやつておられますのが、国の事業なり県の事業なり団体官の仕事もやれるという法律の規定をいたしまして、それが四億数千万。私の理解をいたしましては、そういう仕事をやることがつまらない、そのためには公団を去る人が相当あるというふうに考えておりません。

○湯山委員 それではその点はどういうふうにお考へなんですか。

○丹羽政府委員 率直に申しますと、先ほど来申しておりますように三十二、三年ごろから五、六年ごろにおきましては、根鉄の仕事がだんだん縮まってまいりました。したがってさらに見返りにそれ以外に仕事が相当伸びないということが収支面にも反映いたしまして、こういうことでは公団におけることに将来について不安を感じる、そういう関係は心理的に相当働いておる、かのように見ております。

○湯山委員 いまの局長の御答弁は、最初申し上げたことを否定しておられますけれども、そうではないと思います。これは事業自体が見通しがよく立っていないといふこともあると思ひます。そこでこの問題だけ一応整理しておきたいと思ひますけれども、そういう特殊な技術を持つた人が、安心してやれるような体制をつくらなければならぬ。このことについては今度の建て売り牧

場の構想なども、その一つの考え方としては了解で

きると思うのですが、もっと将来の、単年度で切られるようなことでなくして、将来を見通した計画がなければなるまいと思います。これはまたあとでお尋ねすることにして、その職員がもう一つ失望する要素は、職員の区分が非常に複雑になつてゐる。公団の第一職から第四職まであって、同じ技術系統のものでも、機械を整備する者と、それから設計等をする者が別になつておるし、運転する者がまた別な職種になつておる。この辺はいかにも公団に似合はない封建的なものがあると思ひます。公団にいたしましても一般会社にいたしましても、要するに給与体系なり職務規程等をつくります場合に当面する問題でございましょうが、考え方として、公一職として事務と技術ということを中心にして、公団の事業を事務の面から、技術の面から中心的に推進するものを公一職いたします。トラックの運転手とかオペレーター等を公二職としまして、その他雜役等のものを公四といふうに、要するに職種のクラスификаーションをやりまして、そこでいろいろの休養、休暇、執務時間、いわゆる就業規則でござりますか、そういうものを定めていくというやうなことを公一職といふうに分けたわけですが、これは非常に問題等がござりますれば、団交権もある組織でございますし、話し合いで解決すべき問題と私どもは考へております。

○湯山委員 お尋ねしておるのは、それに対する局長の御所見を伺つておるわけで、同じ機械を扱う者でも、整備関係のほうは公三職になつておる、運転する者は公二職、設計等をする者が公一職、その公一職の中には技術の人と事務と両方入っておりますね。ですからこの分け方といふものは、すつきりしていないわけです。技術系統は技術系統、事務系統は事務系統、そういう分け方でもない。非常にこの分け方には了解しにくい点

が多いわけです。しかもそれが給与とか身分とかにつながつてくるということになりますと、これ

はどうも近代的な機械公団としては、いかにもおかしいことになつておるのじゃございませんか。

○丹羽政府委員 若干おことばを返すようでは恐縮ですが、私のこの規程を見、理解していただけますが、私のこの規程を見、理解していただけます。そのことだけ指摘をしておきます。

○瀧地委員長 暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時二十六分開議

休憩前に引き続き会議

○長谷川(四)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。湯山勇君。

○湯山委員 大臣がお見えになりましたので、大臣にお尋ねをいたします。

○長谷川(四)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

田ぐらいかなるならば、裏作放棄の百六十万町歩にそれをかけたらどうかということでござりますが、それはそれとして、裏作の放棄を解消していくういうよなことで、御承知のように大型機械等を入れて、共同耕作といいますか、そういう面で裏作をやつしていくように、裏作放棄を埋めていこう、こういふ考え方を持っています。これを確かに反対だけでは比較して七万円だから、裏作放棄に反七万円かけないということですが、百数十万町歩に乗せると、その額は非常な予算になるわけございます。建て売り牧場はしいて言えば一つの模範牧場で、そういう模範的な型をつくつていこうということでござりますので、その予算をそのまま裏作の放棄のほうへ持っていくというわけにいきませんことは、御承知のとおりござります。考え方として麦作をお進めていくという方向に変えてはどうかというよな御示唆でございますが、それはそれとしてやつていきたいと思います。裏作の放棄を少なくしていく、こういふことをやつていきたいと思いますが、予算そのままを振りかえるということは、困難だということは申し上げるまでもないと思います。御指示のような点については十分考えていただきたい、こう思ひます。

○湯山委員 事務的な予算の操作をどうこらする

という問題ではなくて、ぜひお考えいただきたい点は、この事業そのものは、その観点から見れば、確かに私も悪いことではないと思ひます。非常にいいことには違いません。しかし大臣のお立場から、農政全体の観点から見たときに、一体どちらがどうなのかという問題です。今度の農地管理事業の買上げ価格ですか、それらにつきましても、現在の既成の畠地でも反対そんな程度で考へておられる。新たにつくる牧場というものが、今度はまた建物もありますけれども、ともかくも反対それと匹敵するぐらいになつてゐるということは、一々並べてみて、それは確かにどちらもいいことだけれども、全体から見て、その辺の検討はもう一度やり直す必要があるのじやない

かということを感じます。そのことについてはどうお考えでしようか。

○赤城国務大臣 話の点は、ウエートのかけ方など思います。どつちにウエートをかけるかといふことでござりまするならば、ほんとうは飼料の自給という面から考えましても、裏作の放棄を解消していく、こういうことが非常に重要な要素だと思います。ただ、いまの草地造成という一連の問題が

ございますので、こういう面は、自給飼料に依存していこうという方向でござりますから、これは全般的ということよりも、先ほど申し上げましたように一つの模範的なものをつくついていこう、そぞして国で草地も造成していく、あるいは機関公団によつてもつくつていこうということでござります。

ます。たゞ、ウエートの点から言いましたならば、裏作の放棄を全部解消していくということのほうが、全体としてはウエートが重い、大事なことだ、こう思いますけれども、一つの模範的なものをやつていこうという新しい企画構想でもござりますので、これはこれとして進めていきたい、こういふふうに考えております。

○湯山委員 いまの大臣のウエートの問題についての御見解は、私もそうだと思いますし、大臣もそのようにお考えいただいているので、それだけつこうだと思います。

そこで裏作の中では麦対策が、何といつても重い点になると思います。そのことは当然飼料自給の方針ともつながるものであると思ひますので、そこで前々から農林大臣にはそういう課題があつたと思います。早い時期にその裏作対策についての対策を、中間報告でもいいからお示しを願いたいということを、米審でも御要望申上げておりますし、ここでもそういう意見があつたと思います。そこでそれについての作業あるいは構想が進んでおれば、ひとつそれを大臣から、こうこうなつておるのだ、あるいはこうしようとしているのだなどということをお聞かせいただきたい

と思います。そこで今度こういう形で発足して、将来どうやつていくか、こういう構想をひとつ明らかにしていくか、などとお聞かせいただきたい

○赤城国務大臣

全面解消という大きな構想と計

画とは、残念ながら持つていません。ただ、いま考えていますことは、農協等に大型機械を導入さして、そして共同的に作付をしていこう、こういう面で進めようとしておることでございまして、どこからどういうふうに手をつけて、何年後に解消する。こういう貫した対策というものは、まだ残念ながら持ち合わせておりません。

○湯山委員 そういう全体の見通しに立った対策というものは、早急にお立ていただく必要があるのではないかということを私は感じているわけですが、農林省としてもそういう構想を持つて計画をお立てになるもの、こう思ひますが、それはそうでございましょうか。

○赤城国務大臣 価格の対策もありますし、いろいろ総合的に考えなくちゃならぬ面があると存じます。しかしこれにいたしましても、この裏作放棄に対する対策につきましては、検討を加えています。これがこれとして進めていきたい、こういふふうに考えております。

○湯山委員 そこで今度は、直接建て売り牧場についてございますが、現在お示しになっておられたのは、この那須の牧場ということになつておられますのは、この那須の牧場といふことになつておられます。これが一つの具体的になつていて、あと三カ所くらいの調査をするということまでしか

はつきりしていらないのですけれども、最初大臣がお話しになりましたように、これを模範としてどもいかぬではないかというように考えるわけであります。これが一つの具体的になつていて、あと三カ所くらいの調査をするということまでしか

はつきりしていらないのですけれども、最初大臣がお話しになりましたように、これを模範としてどもいかぬではないかというように考えるわけであります。これが一つの具体的になつていて、あと三カ所くらいの調査をするということまでしか

はつきりしていらないのですけれども、最初大臣がお話しになりましたように、これを模範としてどもいかぬではないかというように考えるわけであります。これが一つの具体的になつていて、あと三カ所くらいの調査をするということまでしか

はつきりしていらないのですけれども、最初大臣がお話しになりましたように、これを模範としてどもいかぬではないかというように考えるわけであります。これが一つの具体的になつていて、あと三カ所くらいの調査をするということまでしか

ただきたいと思います。それは何ヵ所、何年計画でやるというよなことでなくてけつこうです。が、将来の見通しといふものがなければ、これは三つで終わるのか、五つで終わるのか、それさえはつきりしていないということであつてもならないと想ひますので、そういう点について大きい立場からの大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○檜垣政府委員 昨日もお答え申し上げましたように、調査を進めまして、その上で適当な地域を選定してまいるわけござりますので、この段階ではつきりいたしておりますのは、当面數ヶ所で三十カ所くらいの共同利用模範牧場を整備したい、こういふふうに考えております。

○湯山委員 三十九カ所といふのは、大体どういう標準で出てきたわけですか。

○檜垣政府委員 三十九カ所と考えましたのは、日本本の草地資源の賦存の状態を見ますと、平均的にモデルがほしいという考え方でござりますが、賦存状態から見まして、全国四十六都道府県全部に亘ります。しかし今後十年間程度のうちに、三十カ所程度ということを考えたわけでござります。

○湯山委員 三十九カ所を十九カ年でおつくりにくことは事実上困難であるということで、約三十九カ所程度ということを考えたわけでござります。

○檜垣政府委員 三十九カ所を十九カ年でおつくりにくることは事実上困難であるということで、約三十九カ所程度といふふうに、これを模範としてどもいかぬではないかといふふうに考えるわけですね。具体的にどこといふふうに考へたわけござります。

○檜垣政府委員 三十九カ所を十九カ年でおつくりにくることは考へていくかといふふうに考へたわけですね。具体的にどこといふふうに考へたわけござります。

○檜垣政府委員 この事業は、現在といいますか、從来から農林省で調査を進めております大規模草地改良事業の基本調査が終わつたもののうちで、モデル牧場としての適格性と、地元にそのような意図のあるところを選んで、農林大臣の指示に基づいた建設整備の事業を行なうわけござりますが、大規模草地の調査事業は着実に進行しておりますのでござりますので、那須地区のみにとどまって、今後の事業は進まないといふふうなことは、私どもとしてはないといふふうに考へて

おります。

○湯山委員 そうであるべきだと思いますし、そ
うあってもらわなければならないと思いますが、
それでやつていくについてはコストの問題です。
ね。私はどうはじいてみても高いと思うのです。も
しこれで農家が委託した場合、一体育成牧場の場
合はどのくらい料金を見込んでおられますか。

○檜垣政府委員 この事業のコストが高いという
お話をございますが、那須地区につきましての事
業の全体につきまして、実は現在私どもが一応の
試算的なものを持っておりますのは、大規模草地
改良事業の事前調査の段階で考えられたものを基
礎にしてやっておるのでござりますけれども、共
同利用の模範牧場としての事業ということになれば、
あらためてこの事業のために必要な調査を行
なわなければならぬいわけでございまして、そう
いう意味で現段階の概要的な計画というものは、
変更の余地があるわけでございます。そういう前
提を置きまして私ども現在の事業コストといふも
のを見ますと、基本施設につきましては、これは
いわゆる草地造成、それから道路の整備、飲雑用
水等の施設を含めまして約四百三十町歩の事業量
は必ずしも高いとは考えておらない。むしろ草地
造成の事業としては、この金額はそれほど動かな
いだらうというふうに考えます。あの経営施設
なりあるいは経営資産等に関しましては、その残
りの三億ばかりの金額がこれに相当するわけでござ
いまして、これは畜舎とかサイロとか、あるいは
事業用の機械とか、導入すべき畜舎の価格等
が入つておるわけでございますが、これらの問題
は、ただいま申し上げました事業実施のための調
査計画の段階で、さらに投資コストというものが
下がるような方向で再検討させたいというふうに
思っております。なお那須の場合にいま計画を
いたしております段階での試算としては、育成牧
場については一頭当たり周年の育成ということを

考えておりますので、百二十円ということを一応
のめどにいたしております。

○湯山委員 そうすると飼料自給というものの一
つのねらいは、コストの引き下げというところに
もあると思います。これでいくと、その乳価はどう
もあらざりますか。

〔長谷川(四)委員長代理退席、坂田(英)委員
長代理着席〕

○檜垣政府委員 乳価につきましてもいろいろ試
算をいたしておりますのでございますが、現在の段階
でこの事業について、搾乳部門についてはかなり
のコストの低下と収益をあげ得るという見込みを
立てておるものでござります。牧場運営費に償還
金を加えた試算と、それから牧場運営費の中で償
却費についての部分を加えてそれから副収入を引
いたもので乳価のコストを出すというやり方と試
算をいたしておるわけでございますが、牧場運営
費に償還金を加えて計算をいたしますと、この額
は約一・八七五キログラム当たり六十円六十銭と
いうような額になります。この金額は、三十九年
の栃木県平均の一・八七五キログラム当たりの乳
価が六十五円、現在の乳価は六十九円でございま
すので、六十五円の乳価の場合には差し引き収益
四円四十銭、六十九円の場合には八円四十銭とい
う収益が出るという試算を一応いたしております。

○湯山委員 そうなつたとしても、あまり大きな
効果は期待できないということになると思いま
す。と申しますのは、先般の畜産物価格安定審議
会の基準価格、これはいまの六十円を下回ってお
るわけです。那須なんか非常に条件のいいところ
でこの程度だと、他のもつと条件の悪いところと
いふのは、さらにこのコストが高くなるのじゃな
いか、ということも考え方られるわけです。そこでも
う一つ牧場建設の単価をうんと切り下げるなければ
ならぬ。そうすることは、当然県なりあるいはそ
れを最終的に払い下げを受けた農協とか、ある
いは市町村とか、その負担も軽くすることに思
うございます。むしろそこまでいけば、そして
通ずるわけですからね。このコスト切り下げの方
法というのは、よほど精力的に御検討願う必要が

あると思いますが、具体的にそういう検討をして
おられるでしょうか。

○檜垣政府委員 ただいま申し上げました牧場運
営のための経費に償還金を加算するということでは、
は、実はコスト計算からいえば厳密なコストでは
ないわけでございまして、償還部分には自己資本
取得分として残るものも含まれるわけであります
が、これもまたいろいろむずかしい計算がござい
ますが、ただいま申しましたものを生産費的な見
地で考えますと、約五十七円というような生産費
になるわけでござります。この生産費といふのは、
は、いまの全国の統計調査部による生産費から見
れば、かなり低位な生産費というふうに見込まれ
るわけであります。

○湯山委員 お話をようとに今後の模範牧場として運営をして
おるその効果をあげていくことについて
は、コストダウンということがきわめて重要な問
題でございまして、その点は湯山先生のおっしゃ
るところに私も考えております。ということに
つきましたは、牧場に対する当初の投資について
も、乳牛の育成なりあるいは搾乳部門の施設整備
なりに、必要最小限度の投資にとどめるといふこ
とが一つ必要でありますし、また一方では草生
による収穫の増大についての技術的な問題の解決と
いうようなことをはかつていく必要があります。
また導入する搾乳牛の資質あるいは肥育飼育管理
による技術的な向上に伴う乳量の増大といふよう
なことを、本格的に指導してまいるということが
必要であろうというふうに考えております。

○湯山委員 そこで今度は大臣にお尋ねしたいの
ですが、いま局長のほうからいろいろ御答弁いた
しましたように、償還金といつても、これはだ
だきましたように、償還金といつても、これはだ
れかがどうかしなければならないのですから、
それがどうかしなければならないのですから、
それだけ負担を少なくして、実質国で施設
をするような方向へは持っていくべき、こう考
えております。

○湯山委員 局長にお尋ねしたいのは、これは三
十カ所全部を国でやるとすれば、国はどれくらい
の費用を持っていいとお思になりますか。

○檜垣政府委員 三十カ所の規模あるいは最終的
な経営の形態というのが、調査のあとでなければ
きまらないわけでござりますから、明言すること
はできないわけでござりますが、御案内のように

らしい程度のこういう模範牧場は、ひとつ国費で
全部やつてしまふ。あの運営とか維持管理は当
然受益者でやる性格のものですけれども、せつか
く酪農の振興をはかっていく、こういうことなら
ば、ひとつ建設の事業といふものは全部国がや
る。というように、思い切った施策があつていいので
はないか。こういうことを私はこの計画を拝見し
て思うわけです。こういうことについては、それは
そうなればそれが一番いいというように大臣もお
考えだと思いますし、将来ひとつ、一挙にそこま
でいかなくとも、段階的にそこまでやろうとい
うような御意思はございませんでしょうか。

○赤城国務大臣 確かにいまのお話をうなつてできればそれを相当広くやるのな
がら、國で全部建設費を持って、そしてやるとい
うことも、国民に対する公平の立場からいいと思
います。が、いま申し上げましたように、十カ年間
に大体三十カ所、こういう予定でございまして、
そういうところにだけ国費を全部投入して設ける
ということになりますと、そういうところと設け
られないところとの均衡というような問題もある
うかと思います。あるいはほかの土地改良等につ
きましてのある程度の地元負担というようなこと
もありますので、これを一がいに全部国費で建設
するというわけにはまいらぬと私は思います。し
かしきるだけ負担を少なくして、実質国で施設
をするような方向へは持っていくべき、こう考
えております。

○湯山委員 十カ所全部を国でやるとすれば、国はどれくらい
の費用を持っていいとお思になりますか。

○檜垣政府委員 三十カ所の規模あるいは最終的
な経営の形態といふのが、調査のあとでなければ
きまらないわけでござりますから、明言すること
はできないわけでござりますが、御案内のように
那須地区の現在段階における事業費が四億円でござ
りますので、それらを考慮して、那須地区がほ
どおやりになるわけですから、各県に一ヵ所く

すれば、百二十億程度の総事業費ということになります。

そのために出す金は一年わずか十二億です。これは大臣、一年十二億くらいのものをこれだけ大きくな事業に出すということは、そんなにむずかしいことでしょうか。

○赤城國務大臣 財政的には、十二億ですから、
たいしたことないと思います。ただ先ほど言いま
したように三十カ所なら三十カ所、そういうところが設けられないところもあるので、設けられたところは、国費で設けられたからという非常に恩恵を受けるわけでございます。そういう点もありますし、また後ほど払い下げるといいますか、地元經營に移す場合のことも考えまするならば、やはりある程度地元の負担というのも考えざる

○湯山委員 これは議論する問題ではないと思いますが、しかし不公平、公平という点からいえば、できたところはうんと安く払い下げを受けるわけですから、そのことは五百歩百歩だと思います。

要は政府の方針がそう向くか向かないかということが焦点だと思います。財政的にもわずか十二億程度のものを毎年出していくということは、酪農振興という観点に立てば、そんなに大きい負担でもない。それをそういうふうにしておかないと、地域によってなかなかそのあと経営がうまくいかないというようなことで、いまの委託料をうんと高く取らなければならない、あるいはそれがまたうまくいかないということになれば、日本の場合には牧場の荒廃というのは相当早いと思います。これは私もそういうのを見たのはイギリスの北ですから、非常にはえておる草の種類も単純ですし、やり方も簡単でしたけれども、しかし日本のようなところで、それとだいぶ違いますから、荒廃の速度も早い。少し手を入れないと、すぐもうもとに返ってしまうおそれがある。そこでのまのように国がやって、これを無償で渡すな

り、貸与するなり、何かそういううとついて責任を持ってやるという体制をとることのほうが、

むしろのし、なしがどうともえられませんので、ひとつそなればぜひこうしてやろう。そうしようという御決意があつていいのじやないかと思うのですが、もう一度大臣から伺いたいと思います。

○赤城國務大臣 御意見、御提案は御提案として、十分参考にはいたしたいと思いますが、いまのところは御意見のとおりにはやりかねるというか、やりかねないような状況でござります。

○湯山委員 ひとつ簡単なことですから、また方針としても各府県一ヵ所という方針であれば、やりかねないじやない。やり得るほうでひとつお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、このことについてい

○湯山委員 いま大臣からそういう御答弁をいたしましたが、原則的にはそういう方針でやっていきまして、ただけると思いますけれども、今までの状態は

○坂田(英)委員長代理 芳賀貢君。
○芳賀委員 農林大臣にお尋ねしたい点は、昭和三十七年に於ける公團法改正の際に、當時公團の運営が非常にずさんであり、あわせて内容も不健全国であり、なつかつ政府のこれに対する監督指導等についても怠慢の点が非常に多かつたわけであります。

りまして、その後どのように改善されたかといふ点について、お伺いしたいわけであります。

当時の指標事項といふたしましては、まず第一は政府出資金の性格について、第二は公團保有機械の稼働について、第三は公團の予算等の認可の時期について、第四は農林省の公團活用について、第五は農地開発改良事業建設機械の一元的管理運

質について、第六は国有機械の現物出資について、第七は公團の顧問、嘱託について、第八は公團役員等の退職手当規程について、以上八点が當時の重要な改善を要する指摘事項であったわけですがございますが、これらの指摘された諸点が、現在の時点においてどのように改善されたかという点について、各順を追つて農林大臣から直接明らかにしていただきたいわけであります。

— 10 —

を要望されております。當時一番大きな問題は、赤字であったということです。そういう事情でありますので、三十七年に一億五千万の政府出資をいたしました。從来無出資の公團でございましたが、その後毎年一億ほどの出資をしております。その政府出資金は公團の経営安定資金として、また一部は機械購入資金として有効に使用されておりますので、公團の経理が安定してきました、こういうふうに考えられます。

それから公團保有機械の稼働でございますが、これは必ずしも稼働率が伸長しているとは考えられない面もございますが、事業量を相当ふやしていきたい、もちろん自分で仕事を見つけている面が相当多いのでございますが、国の事業の委託といふのは、先ほどもお話をありましたように、二〇%程度でござりますけれども、事業量はふやして機械の稼働率をよくしていくことに進め

それから公團の予算等の認可が非常におくれて
いるではないかということをございますが、これ
につきましては、迅速に認可するようにいたして
おります。

用についてどうであるかということをさいますけれども、これは極力努力してはおりますが、いままのところは約一八%、二〇%程度でござります。しかしこれは再々申し上げておりますように、できるだけ活用し、県の事業等も委託をさせて、機械公団が委託を受けるというふうにした、こういうふうに進めております。

公団の役員等の退職手当その他、役員の給与の問題でございます。これは公団全体として非常に額が多いのではないか、あるいは一つの公団から他の公団へ移つて、一回退職手当等をもらうといふようなことがどうであろうかというような問題が、ほかの委員会におきましても問題にされてしまいます。この点につきましては、一般の給与規程といいますか、退職規程等、そういう規程がございまして、公団全体として検討を加えていかなければならぬ問題だ、こういうふうに考えます。

機械公団だけの問題というよりも、全般の問題として検討を加えていきたい、こう考えております。

○芳賀委員 特にいま御答弁のなかつた五番目の、農地開発改良用建設機械の一元的管理運営の問題と、六番目の国有機械の現物出資に関する問題と、七番目の公団の顧問、嘱託等について、これをどのように改善していくか、この三点をあわせて御説明願いたい。

○丹羽政府委員 公団の、当時議論になりました機械の元管理の問題といつましましては、農業土木用の機械を農地局と公団と両方で持つていて、これが非効率であるということをございました。そこで、一元管理をという御指摘がございまして、今までのところ、別にお配りいたしました出資の一億五千万等の出資のほかに、現物出資で三十七年に一億八千万、三十八年に七千三百万、そういう形で農地局、國の所有の機械を公団のほうに現物出資をいたしました。現在のところ汎用性機械は公団で一元管理し、特殊な機械で研究用に役立つものを国が歩掛かりその他の実験のために持つ、そういうふうに整理をいたしました。それから公団の顧問、嘱託の問題につきまして

は、當時六名あります問題があつたわけでござりますが、その後二名を職員に振りかえまして、四名は民間に転職した次第であります。四名は民間に転職した次第であります。
○芳賀委員 そこでこの中で特に伺いたいのは、せっかく開発機械公団を法律でもつて設置して、相当の事業を行なわせておるわけでございますが、問題は農林省のいわゆる国営直轄事業に対する公団利用が非常に少ないということは、七年当時も指摘したわけでございます。農林省として国営直轄事業を行なう場合には、当然公共性を持った開発機械公団が能率的にやり得る事業に対してはこれを行なわせるというのが、本来のたてまえであるというふうに考えるわけでござりますが、直轄事業については、公団に対してもあまり重要視しておられないというふうに判断されるわけです。この点はいかなる理由によって農林省はみずから育成しておる公団に対して、直営事業を行なわせることができないのか、理由があれどこの際大臣から明らかにしてもらいたいわけです。

○赤城國務大臣 私、詳細には承知しておりませんけれども、大体機械公団の事業として非常に適したものにつきましては、極力国営の土地改良等に活用していく、こう考えております。主としてはパイロット事業等が非常に適しておる事業でござりますので、機械公団にやらせるということにいたしておるのは御承知のとおりだと思います。国営の事業等につきまして、適したものは極力公団でやらせておる、あるいはこれからもなお眞面目につきましても、先ほど申し上げましたように公団でやるのが適当であるというようなものは、ぜひ公団に振り向けてこれをやらせる、こういうような考え方でございます。

○芳賀委員 大臣も御承知のとおり、農林省が行なう公共事業はほとんどが農地局所管であります。農地局建設部は御承知のとおり、みずから事業を施設する機械装備等は持っていないわけですが、この協議の期間が大体二ヶ月ないしは三ヶ月くらいかかるということになつておるわけです。

程度請負工事に付して行なつておるわけです。民間の業者に請負させるというやり方をとる場合にやらせると、請負業者に相当の利益を与えられる事業を行なわせるということについての利点を得ることで、それが大きな理由でやらせないようになります。公団にやらせた場合においては、事業のコスト高となりますが、公団が負担を増すことになるからやらせないのか。公団にやらせば請負業者に渡す仕事が少なくなるので、從来の業者に相当の利潤を提供することができなくなるから公団にやらせないのか、そのいずれかだと思うわけです。ですから前者か後者か。公団にやらせるとコスト高になります。設計上國が負担を増すことになるからやらせないのか。公団にやらせば請負業者に渡す仕事が少なくなつて、從来の業者に相当の利潤を提供することができなくなるから公団にやらせないのか、いずれでしょうか。

○赤城國務大臣 実際に今まで行なつております農地局長にお答えさせますが、私は機械公団に委託するのは、どちらかといえばパイロット事業、それから国営の土地改良でも直営的なもの、事業が相当あると思います。そういう面を取捨選択してやつておると私は承知しておりますけれども、なお実際にどういう扱いをしておるかといふことにつきましては、農地局長からお答えいたさせます。

○丹羽政府委員 農林省農地局がやつております。したがつて公団の現有機械で高能率でモット大規模にやるに適する事業である、私どももつて大規模にやることになるわけですか。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、公団の法律自身の問題にも関するわけでございますが、先ほど大臣から答弁がありましたとおり、公団の予算等の承認の時期が非常に遅れておる。これは主として農林大臣へ業務方法書を提出して、それから大蔵大臣と農林大臣の協議に入るわけでございます。

この欠点はどこにあるかというと、たとえば先般審議しました森林開発公團にしても、あるいは八

も、一月であっても、早いほどいいというわけで
すね。

郎渦新農村建設事業團にしても、この法律と一緒に生まれました愛知用水公團にしても、あるいは二十七年度開港したところ、いざいよさう

また水資源開発公団にしても、いすれも法律の中にはその公團が行なうべき事業の基本計画というものは農林大臣があらかじめ定めて、その農林大臣がおるにかかわらず、公團の予算の決定が四月五月になって大蔵省に協議を申し出るとは何事であるかということが御注意ございました。そこで

定めた基本計画に基づいて、それぞれの公団は事業の実施計画または業務方法書によって事業実施の予算、公団に対する出資金とかその他がきまれば、公団の事業はすぐ組めるわけでございます

の細目を公団が作成して、そうして農林大臣の認可を求めるという手順になつておるわけですが、この公團法の場合においては、たとえば事業の基
から、三月末から公団が事業計画の認可を農林大臣、大蔵大臣に相談をして、新年度から公団予算ができるだけ早い時期に確定をしておるようこ

本計画の件とか、あるいは事業実施計画の問題等については、出ていないわけですね。したがいまする必要があるということでやったわけでございまますので、三月末に公団のほうから申請を出すよ

して結局あらかじめ年一度最初に農林大臣が基本となる大筋の計画をその公団に与えて、そうしてこれに基づいて公団が実施計画、業務方法の内容を月二十六日、去年の三十九年は三月三十日、三〇〇賀委員 ですから公団からは三十八年は三

策定するということになれば、その提出された実施計画書あるいは業務方法書というものは、十分月末に出ておって、それから農林省と大蔵省の協議に入つてから大体二ヵ月はかかるわけですね。

意にかなつた線で提出されるわけでござりますからして、認可についても期日が短縮されると思うわけでござりますが、そういう点に関する改善と
そのかかるといふことは、事前にその基本的なものを見示していないからひまがかかるのですよ。だから農林大臣が農林省の予算要求をやられる場

いうものは、農林大臣としてお考えになつておるかどうか、この点はいかがでしようか。

○赤城国務大臣 事業を行なう地区等のこともありますので、一律的に指示、指導を行なうということは困難だと思います。しかしこの事業計画の業からはこの程度のものを事業として与える、あるいはそれ以外の付帯事業等についても、おおよそそういうような事業の種目について、これは委

認可等につきまして、おくれてているのは両方あると思います。向こうも、公団のほうでも、書類や託事業として行なうべきであるというような大筋を示しておけば、公団はそれに基づいて実施計画

その他よく事前の打ち合わせ等がないというようなこともあるで、農林省側としても一齊に公認の認可などがふくそいたしますので、それとか業務方法書の内容というものを十分作成して、そうして期日までに農林大臣に認可を求める手続ができると思うのです。それが去る上林大臣

ういう点でとかくおれがちであろうというようなこともあります。これは両方にある臣はあらかじめ基本的な計画も示さない。また法律には実施計画を立てる規定もない。単に事業実

○芳賀委員 それでは機械公司は、必ずしも申請
したい、こう思います。
○芳賀委員 それでは機械公司は、必ずしも申請
したい、こう思います。
○芳賀委員 それでは機械公司は、必ずしも申請
したい、こう思います。

を三月末に出さなければならぬということはないのですね。それがたとえば前年の十二月であつて点であります。他の公団については、性格がそれぞれ違いますから、機械公団と一緒に論ずるわけ

にいきませんが、もう少し農林大臣として指導性を發揮して、適宜な計画というものを機械公團に提出させるような、そういう積極的な誘導の態度といふものが必要ではないかと思うわけです。こういうものはじゅまになるとか要らないというのであれば、むしろ法律を廃止すれば一舉にこれは片がつくわけでございますが、生かしておるといふことになれば、これはやはり國民の税金で生かしたことになります。それでから、有効適切な運営というものを、農林大臣が指導しておやりになるのが当然ではないかと思うわけです。

○赤城國務大臣 先ほど申し上げましたように、事業計画を持つてくるわけでございますが、その事業計画について、あるいは資金計画について、事前にいろいろ指示をしておくということは必要だと思います。そういう面につきまして、なお緊密にといいますか、やっていきたいと思います。事業が非常に多いので、こっちも予算が通つた、事業がたくさんある、その事業のうちどれとどれをどういうふうにやるかということにつきましては、なかなか手間をとる面もござりますが、なるだけ手間をとらずに連絡をしていく、こういうことは必要だと思ひますから、そういうふうにいたいと存じます。

○芳賀委員 とにかくわれわれが聞く範囲でも、公團の理事長が菓子折りを持って仕事をさがしに歩いておるということも聞いておるわけです。それは理事長だからあぐらをかいていはっておるだけが能ではありませんから、仕事をさがしに菓子折りを持って歩くのもいいが、しかし現役の局長、長官の三倍もの高給をはんでおるその理事長が、わざわざ菓子折りを配るような仕事をしなければならぬというのは、これはまことに不見識ぎままでのではないかと思うのです。そのくらいのことをするのであれば、もっと安上がりの理事長でもいい。菓子折りを配るくらいなら、だれでもやれるじゃないですか。そういう点はどういうふうにお考えになりますか。

○赤城國務大臣 どうもそれは事実がどういうこ

とかわかりませんから、何とも申し上げかねますが、菓子折りなんか持つて注文取りに歩くようでは困りますから、そういうことないよう、ちゃんと向こうから頼みにくるようなことにならないくてはいかぬと思ひます。

○芳賀委員 次に、法律の改正点の主要な点について、大臣に二、三お伺いしておきたいわけですが、今度の改正は、いわゆる建て売り牧場を公団に造成させて、それを都道府県を通じて受益者である農業協同組合あるいは農業組合法人に売り渡すということになつておるわけですが、ここで問題なのは、せっかく建て売り牧場といいながら、まず一番肝心な牧場建設のための主体をなす用地の取得等については、これは機械公団が行なわないとということになつておるわけです。用地は当事者がまず自分で努力して取得しなさい、その取得した用地に対して、委託事業ということで牧場の造成事業を行なう、ただ付隨的に牧場の付帯施設あるいはそれに必要な機械器具等の導入を行なって、あるいは必要な場合には乳牛の導入等を行なって、付属の施設や機械、あるいは乳牛だけの売り渡しを行なうということになれば、本来の建て売り牧場とは違うと思うのです。これはどういうわけで——用地は自分でさがしなさい。自分で買ひなさい。その用地の開発造成については、公団が適当な料金で開発してやりましよう。売り渡しはしない。その分だけにしか國の助成はつかないということになつておるのであって、われわれとしてはこれはまことに不可解な建て売り牧場だと思うのですが、この点は農林大臣の御意思に沿つたものであるかどうか、お伺いしたいと思います。

○赤城国務大臣 大体土地の取得ということは困難でござりますので、国有林とか公用地、こういうものを活用するという考え方を持つています。しかしながら国有地や公用地のみでやれるべきものではございません。そういう意味におきましては、やはりこういうものを模範的にやっていこう

とかわかりませんから、何とも申し上げかねますが、菓子折りなんか持つて注文取りに歩くようでは困りますから、そういうことないよう、ちゃんと向こうから頼みにくるようなことにならないくてはいかぬと思ひます。

○芳賀委員 次に、法律の改正点の主要な点について、大臣に二、三お伺いしておきたいわけですが、今度の改正は、いわゆる建て売り牧場を公団に造成させて、それを都道府県を通じて受益者である農業協同組合あるいは農業組合法人に売り渡すということになつておるわけですが、ここで問題なのは、せっかく建て売り牧場といいながら、まず一番肝心な牧場建設のための主体をなす用地の取得等については、これは機械公団が行なわないとということになつておるわけです。用地は当事者がまず自分で努力して取得しなさい、その取得した用地に対して、委託事業ということで牧場の造成事業を行なう、ただ付隨的に牧場の付帯施設あるいはそれに必要な機械器具等の導入を行なって、あるいは必要な場合には乳牛の導入等を行なって、付属の施設や機械、あるいは乳牛だけの売り渡しを行なうということになれば、本来の建て売り牧場とは違うと思うのです。これはどういうわけで——用地は自分でさがしなさい。自分で買ひなさい。その用地の開発造成については、公団が適当な料金で開発してやりましよう。売り渡しはしない。その分だけにしか國の助成はつかないということになつておるのであって、われわれとしてはこれはまことに不可解な建て売り牧場だと思うのですが、この点は農林大臣の御意思に沿つたものであるかどうか、お伺いしたいと思います。

○赤城国務大臣 大体土地の取得ということは困難でござりますので、国有林とか公用地、こういうものを活用するという考え方を持つています。しかしながら国有地や公用地のみでやれるべきものではございません。そういう意味におきましては、やはりこういうものを模範的にやっていこう

というような機運のある地元で、土地を見つけてもらうということのほうが、これを進めていくのに非常にやりいいという観点から、土地を国が取得する、国が見つけるということをしていない。

そういうことを御了承願いたいと思います。

○芳賀委員 そういう法律は、大臣の御意思に沿つてできたものであるかどうかです。大臣としては用地の取得等も、国あるいは都道府県が行なつて、それを機械公團に造成事業として行なわしめて、でき上がったものを、それを利用する農業協同組合とか農業生産法人に、いわゆる建て売り方式で売り渡しをするということが、大臣の年來の主張であったとわれわれは理解して、そういうことであれば農林大臣の構想に対しては、賛成しなければならぬだろうと思っておつたわけですね。農地は自分でかってにどこからかさがして、その農地取得代金も自分で払いなさい。造成だけは公团でやってやるということでは、これは本来の大臣の構想とは全く違うものでなんですね。まあ日韓会談とか日ソ交渉でお忙しいので、局長二人がどういうことでこういう法律にしたかわりませんが、大臣としてもまことにこれは面白に聞すことじやないかと思うのですが、いかがですか。

○赤城國務大臣 たいへん御貴重な御意見ではございますが、すべり出しは全然いまのお話と違うようすべり出します。そういうすべり出しでござりますから、いすれまた考え方直す場合もありますけれども、いまのところはそういう方針で進めていきました

○芳賀委員 この点はまだ審議に入つておりませんが、酪農振興法及び土地改良法の改正の中では、これは国営の大規模草地の改良事業というのを、酪農法、土地改良法の改正で行なうことになるわけですね。これはこの法律とは違つて、たとえば地元市町村とか農業協同組合が、国または都道府県に対して、この地域を指定して国の責任で草地として開発造成してもらいたい。そういう

意思を農林大臣に述べて、国はそれが妥当である場合には行なわなければならぬという趣旨の改正が行なわれておるわけです。これは筋が通ると思つて、ここではそういうことは全然抜きにして、自分でかってに用地をさがして、頼むのであれば機械公團でやってやろうというようなことでは、何も公團法の改正までしてこういうものをやる必要はないのではないかと思うのです。だからい

まのお話のように、すべり出しはこの程度でやむを得ぬが、少しだけ出した場合には、本来の趣旨にのつとて、やはり用地の取得をはじめとして、ほんとうの意味の建て売り牧場というものを造成して売り渡しをするというようなお考えなんですか。

○赤城國務大臣 国営の草地造成につきましても、所有権を国に移すというわけではございませんので、この模範牧場と土地の関係においては同じようだと思ひます。建て売り牧場、建て売り牧場といいますものですから、住宅と同じように、どうしても土地を買って、そうしてこれを売るといふようなのに結びつきやすいのでござりますけれども、これはもうけるという意味もございませんが、これはもうけるという意味もございません。盛り上がりといいますか、そういうところで、盛り上がりといいますか、そういうところの機運とマッチして模範牧場をつくろう。つくる仕事の、事業の相手方を機械公團に委託するといふようなことがありますので、機械公團が公團事業としてこれをやっていくといいますか、性質は違う、こういうふうに私は考えます。

○芳賀委員 そこで結局用地を自分でさがすといふことになれば、用地取得についての国があつての措置としては、現在の制度下におきましては、農地法の共用の方法は非常にスマートにいくといふことで、中心的な課題としてはそういうふうに考えておるわけでござります。

○芳賀委員 国有林の場合には、その国有林の所在がこれらの採草放牧に最も適する。そのほうが高度利用になるという場合は、むしろ国有林野からなるのが伴わないと、適地があつてもそれを想定して対象にすることはできないと思うわけです。が、この建て売り牧場の対象になる用地の取得等に関する問題としては、どういうふうな方式でいくつもりですか。

○櫻垣政府委員 共同利用模範牧場の用地取得につきましては、大臣からお答えがございましたように、地元において権利の取得なり、あるいは権利は、農林漁業金融公庫法に基づいた取得資金を出され、農地局なりあるいは畜産局へ所属がえを行なつて、自分の所属にして、直接その建て売り牧場の造成を行なつて、それを払い下げるという方法のほうがいいのじやないです。

もう一つは、民有林とかあるいは私有地の場合には、土地取得の貸し付け限度が個人八十万円、法人三百万円、法人の特別に認定をされました場合には六百万までという限度になつております。それから農林漁業金融公庫金融によります場合に申し上げた貸し付け方式による造成の後に、開放の手続をとつていくということを考えておるわけでござります。

ある程度の未整地の面積は取得ができるわけですが、三百町歩、五百町歩というものが全体として公庫融資によって取得できるかは、御指摘

の調整を終えてから発動をしていく、発足すると

クタールないし五百ヘクタールの間において規模が設定されるわけですから、そういう相当の大面積なものについても、十分その用地を取得できる

だけの取得資金というものを、いまの公庫資金からはたして約束して出せるのかどうか。

○櫻垣政府委員 国有林のうち、農用地としての民有地の取得につきましては、農業協同組合などあるいは農事組合法人等について、農林漁業

のように問題があると思われるわけでございま
す。また事実問題として民有地の集団的な活用と
いうことは、現状のもとにおいて実態につきまし
てあまり考えられないものでありまして、この模範
牧場の建設につきましては、大部分の場合は国有
林の活用を考えており、また地方公共団体等の管
理をいたしております公有草地ないしは公有未墾
地というものを対象にして考えておるわけであり
ます。それと補充的に民有地をあわせ開発する
ような場合に公庫融資も十分役立つものと考え
ます。

場とか育成牧場というふうな種類に分かれるわけであります。いずれにしても乳牛の導入を公団が行なって、それをまた売り渡せるということになつておるわけです。この点については、以前ジャーダー種の輸入を公団が行なつて、昭和三十五年ごろまで扱つたわけですが、その成果は一体どうなつたわけですか。われわれとしては機械公団がわざわざ外国からジャーダー種の輸入をやつて、それを売り渡すなどという商売までする必要はないのじやないかと思う。そうして畜産とか酪農の分野において、公団が十分指導性を發揮する機能等を持っておるというのであれば別であるが、ただ買ってきて売るだけの単に商売的なことは、やるべきじゃないということを指摘した経緯があるわけです。今回も公団が乳牛の導入を行なつて、それを売り渡すという、同じようなことをまたやるらしいのですが、これはどこに真意があるわけですか。

○**橋垣政府委員** 最後の御質問の点をまずお答えをいたしますと、この共同利用模範牧場につきましては、草地の造成、土地基盤の整備の上に、さらに經營施設であります畜舎、サイロ等の整備を行ない、さらにそれを利用いたしますための經營手段であります農業機械類、あるいはさらにそこで飼育いたします家畜の導入までを一元的に整備することによって、新しい集団的な大規模放牧方式の牧場をモデル的につくり上げていく。またそ

のことが日本の酪農家あるいは肉牛生産農家にとって、今まで慣熟していない経営をスタートさせるのに必要な方途であるというふうに考えたからでございまして、乳牛あるいは肉牛の導入につきましては、最終經營者に当たります、また公団の側からいえば最終買入受け者になります経営主体というものが、家畜の導入は自分たちでやるのだということで、当初からそういうことを期待しないということであれば、これは必ずしも家畜の導入まで公団が手を出すということはしなくてもよいと考えておるわけでございます。公団が家畜の導入まですることの意義は、相当数のまとまった家畜を導入するということをございますので、それに対する資金の手当について昨日も御説明申し上げましたが、三年据え置き十五年間の償還期間といふような条件での金融というのは、事実上最終的な経営者にとって道が開かれていない状態のもとでございますので、公団の家畜の導入、売り渡しという形を通じて、共同利用模範牧場の発足を円滑にさせるという思想に出たものでございます。

そこで農林大臣に特にお尋ねしたい点は、草生地の造成改良事業等については、今まで國の施設等の中においても、たとえば集団牧野造成改良事業、改良牧野造成改良事業、湿地牧野改良事業、年牧草地改良事業、さらに今回のこの建て売り市場の造成、それから國營大規模草地造成事業、いぶんこれは種類が多いわけです。したがつてこれらは今後の問題であります。これらの逐年行なわれてきた草地の造成改良事業等についても、いずれの機会にか、これは統一した体系のものに施行して、そうして強力な実施を進める必要がガラガラあるのではないかというふうに考えますが、その上はいかがでしょうか。

入るわけですが、約八五%程度は北生連が主体となつた機械開発でやつておるわけです。したがつて機械公団の事業とということになると、先般の根釧地区的バイロットファームの開発以来は、ほどんど機械公団は北海道においては仕事をやってないわけです。それはいいとしても、問題になるのは、北生連がやっておる機械開発事業の委託事業に対する料金と、機械公団の料金とに非常な差があるわけです。公団のほうが安いのであれば話はわかりますが、公団事業の料金は非常に高いといふところに問題があるわけです。たとえば障害物の除去作業等については、公団の料金のほうが農協方式でやるよりも倍の料金を取つておるという話はわかりますが、公団事業の料金は非常に高いといふところに問題があるわけです。たとえば機械開発事業についても、これは北海道が国の助成を得て機械導入をして、それを主体にして農協にやらしておる。機械公団の場合においても、国が出资を行ない、あるいは機械の現物を出资して、機械公団に公共的な事業を行なわしておると、成り立つた二つの事業主体といつても、これが倍あるいは五割増しの料金を取らなければ機械公団の今後事業もできないということであれば、生産者あるいは受益者に特別の負担を与えて建て売り牧場を公団に造成させる必要はないではないか。むしろ従来あるいわゆる機械貸付方式によつて、その生産者団体である——北海道においては北生連であれば北生連を主体にして、その体制といつものような高率な料金を取らなければ機械公団の今後の事業もできないということであれば、生産者あるいは受益者に特別の負担を与えて建て売り牧場を強化させて、そうして行なわしめたまうがいいのじやないかというふうにもわれわれとしては考えられるわけです。ですから、この問題はどうしても北生連がやつておるわけですね。むしろ従来あるいわゆる機械貸付方式によつて、その生産者団体である——北海道においては北生連で

同事業というものは料金が倍も五割も高くなれば運営ができないかという問題、これはやはり農林省として解明してもらわなければならぬ点だと思うわけですが、それからもう一点は、きょう北海道開発庁の総務監理官も来ておりますが、今後北海道の開発事業を進める場合、特に農業開発、農用地の開発造成事業等については、いろいろな方式はありますけれども、いままでいろいろ国や道が苦心して案出した機械開発の方式等について、それが大体定着しておるというような段階にある場合においては、むしろその機能を助長して行なわしめるほうが、これは最適ではないかとう判断も、われわれは北海道開発の見地から考えた場合には持たざるを得ないわけです。ですからこの点について、政策的な見地から、農林大臣及び開発庁の当局から明らかな意見を述べていただきたい。

○赤城国務大臣 北海道におきまして北生運ですかのほうが料金が安い、工事そのものが機械公団と同じようで料金が安いということならば、その方向で進めたほうが適当だと私は思います。しかしこっちの内地等におきましていまそういう機械を新たに買って預けて補助をして、そうしてやるというような組織にはなっておりませんので、この建て売り牧場につきましては機械公団でやらせることにいたしております。しかしそのままにしておるわけではございません。しかしましては、経営といいますか、そういう方面に幾ぶん十分でない点があるのかと思いますが、あるいはその他の原因があるかと思います。そういう面につきまして私詳しく述べておりませんので、農地局長からちよと説明させます。

○丹羽政府委員 若干補足して御説明させていただきます。実は畜産局で草地改良事業を政策的に推進するために、草地改良の機械に対しまして五割近い補助をする。それを使いまして北生連は事業をやっておる。したがって減価償却は補助残についてだけ見て、コスト計算をする、こういうことになりますと、一方機械公団の機械は当然減

価償却はフルにやっておる。半額だけを、補助残だけを減価償却していくというやり方ですと、実は償却期が来たときに、もとのとおりにはならない。この問題は道が持つという形において、問題を解決しておるようございます。したがって問題は、政策的に草地改良のために機械の補助をするという政策機械を北生連が活用されておる、こういう因果関係にござります。なかなかむずかしい問題でございますが、事実の原因関係から言いますと、そこが一番大きな差の問題になります。

○小熊政府委員 農用地の開発、特に酪農の振興がこれから北海道の農業の大きな柱になるという点は、御指摘のとおりでございます。北海道の開発事業においても、特に草地造成を取り上げて積極的にやつてまいりたいということで、現在はいわゆる小規模草地の造成などを農業団体等が主体になって、国の補助事業として進めておるわけです。しかしながら酪農のために飛躍的に草地をふやしていくこうというためには、そのようないわゆる小規模草地の造成だけでは十分ではございません。相当面積の広い五百町歩、千町歩といいうような、いわゆる大規模の草地、これはもう少し力のある、たとえば国が自分で造成する、あるいは公団が造成するといったような方法で進めていく。両々相まって北海道の農用地、特に草地の造成を進めていこう、こういうことでござります。したがいまして現在やつております開発事業、草地改良事業も、もちろん必要でありまして、これもさらに拡充をいたしたいと思いますが、あわせて四十年度から予定されております公団ないしは国営の大規模の草地改良事業も、積極的に進めてまいるというのが必要かと思います。

○芳賀委員 私の言つておるのは、たとえば政府が導入機械に対して北海道に六割補助するということは、六割する価値があるから補助を出しておるわけでしょう。ただその金をぶん捨てるためにならぬ割の助成をしているわけではないと思うのです。北海道が導入する機械購入費に対して、国が六割の助成を行なって、そうしてその機械は事業

連において道の負担しておる四割分に対しても、確実にこれは償却の積み立てを行なって、しかも低廉な料金を委託を受けた受益者からは微収して、健全な経営を行なつておるわけです。そういう方式といふものは、だんだん定着しておるわけですね。一方機械公団の場合には、国から出資を受けておる。出資は補助よりもいいでしよう。利子もかからぬし、全額出資金というものはその事業に全部使えるでしよう。何も首をひねる余地はないじゃないですか、出資の使い方といふものは、国有機械といふものを現物で出資しているのです。最初は農地の局ポンコツの機械を現物出資して提供した時代もあつたが、最近は新鋭な機械を農林省が購入して、現物出資の形で公団にこれを使用させておるわけです。だから現物出資の場合には、六割補助よりもこれは有利であるということは間違いないじゃないですか。しかも公団といふものは、これは公共性を持つて事業を行なうというところに、その目的があるわけですから、當利追求のために機械公団をつくつて、農林省の古手をそこで養うという目的じやないでしよう。そうであれば、この機械貸付方式も農業開発のためにつきのところに、その目的があるわけですから、當利追求のために機械公団をつくつて、農林省の古手をそこで養うという目的じやないでしよう。それに同じ行なつた事業の料金について、一方は倍も五割も高いということは、どういうことかといふことを私は聞いておるわけです。これは北生連の料金についても、農林省あるいは北海道厅はこれにタッチして承認を与えておるじゃないですか。その場合にそういうような比較ができないところで、公団の場合においても、業務方法書に付隨した規定に基づいて、毎年の料金額といふものについておるかもしれないが、二つの方式が並列的に事業は農林省が承認を与えておるじゃないですか。そなうものは不得意るわけです。その場合にこういうような大きな矛盾が生じておるわけだから、こう

いう建て売り牧場の方式をやる場合も、公団にやらせるということだけが目的で、結果は生産者に重い負担をかけることのないよう配慮されておるかどうかということを、念のため私は農林大臣にお尋ねしたわけなんです。

○赤城国務大臣 ですから先ほど答弁したとおりで、事業成績が同じであるとするなら安いほうがない。だから北海道の場合などでは、北生連に仕事を多くやるということは、これは当然だと思います。それから同じような仕事であつて料金が高いというのは、あるいは経営内容においてそういう欠陥があるか、でなければ請負との関係で料金のきめ方ができておるか、そういうことを私十分承知していない。でありますのでなお調べて御答弁をしたい、こう思います。

○芳賀委員 それでは私の大臣に対する質問はこれでとどめておきますが、特にこの点について畠産局長あるいは農地局長において、私の指摘した点にもし疑点がありとすれば、さっそく北海道における公団の委託事業の料金表、それから農林省あるいは北海道が指導してやらせておる北生連の事業に対する料金表を、資料として国会に提出してもらいたいのですが、いいですか。

○檜垣政府委員 資料は提出をいたします。

農地局長からもお話をあるかと思いますが、現在都道府県に助成をいたしまして、私どもも助成をいたしまして、草地改良用機械の整備をいたしておりますのは、当初購入時における経済的負担を軽減することによって、できるだけ草地造成に必要な機械を整えるのだという思想に出でておるものであります。北海道においてもとより同じ考え方で出ておるのであります。補助要綱上必ずしも拘束はいたしておりませんが、助成をして整備された機械は、当然償却を終わりましたときには、さらに更新できるような形で循環することが望ましいといいますか、私どもとしては当然のことだと思っておるわけでございます。ただ北海道におきましては、国の補助のほかに道の補助があるということがござりますために、当初の負担と

いうもののがなくなつておるというようなことから、償却の部分がその一部にとどまつた形で行なわれておるというようなことから、北生連がやつております。建設費は、機械公團のものよりも安いといふ事実があるようござります。建て売り牧場を公團がやります場合に、通常の経済的見地からいうならば、これは安く——安くといいますか、少なくともむだな経費のない建設整備ができるはずになつておるわけでござりますが、北生連の事業費との関係において問題があります点は、国の補助の関係あるいは道を通じて売り渡しをいたしました際の道負担の問題との調整、それから施行地帯をどう利用するかというような点で、具體的な問題として解決をしていきたいというふうに思つております。

○坂田(英)委員長代理 中村時雄君。

○中村(時)委員 私は質問をする前に、せっかく有能な大臣がいらっしゃるのだから、食糧の需給に対する問題の基本的な問題から、酪農問題、畜産問題にひつかけて、飼料問題の基本的考え方を四、五点伺つて、赤城農相の構想をひとつお教え願いたいと思うわけです。

そこでまず第一に考えられるのは、今までの農業政策をながめてみると、ほんとうに基本的な問題としての食糧需給ということが、確固とした一つの方向を持つていいのではないか。そのため自由化の問題であるとか、何か一つの現象が起つてくると、つけ焼き刃的な一つの方途だけを一生懸命にやつていかなければならぬ。それはそれの価値がありまつけれども、やはり一つの焦点がばやけてしまつのではないか、こう思うわけなんですが、農林大臣はこの日本の食糧需給していくかということがなくては、ほんとうの自給体制の上からくる畜産振興に対しても、問題の焦点がばやけてしまつのではないか、こう思うわけなんですが、農林大臣はこの日本の食糧需給に対して、どのような基本的なお考えを持つていらっしゃるか。ただ抽象的に八〇%くらいを自給するのだとか、いろいろな構想はあるでしょうか、どういう基本的な意味を持つて農林大臣が考

えていらっしゃるかを、まずお伺いしておきたい。

○赤城國務大臣 御承知のとおり終戦直後においては、食糧の自給といふことで、生産政策といふ事実があるようござります。建て売り牧場を公團がやります場合に、通常の経済的見地からいうならば、これは安く——安くといいますか、少なくともむだな経費のない建設整備ができるはずになつておるわけでござりますが、北生連の事

業費とその後食糧が、特に米等におきましては、食糧の自給といふことで、生産政策といふ事実があるようござります。しかしその後食糧が、特に米等におきましては、食糧の自給といふことで、生産政策といふ事実があるようござります。建て売り牧場を公團がやります場合に、通常の経済的見地からいうならば、これは安く——安くといいますか、少なくともむだな経費のない建設整備ができるはずになつておるわけでござりますが、北生連の事

業費とその後食糧が、特に米等におきましては、食糧の自給といふことで、生産政策といふ事実があるようござります。建て売り牧場を公團がやります場合に、通常の経済的見地からいうならば、これは安く——安くといいますか、少なくともむだな経費のない建設整備ができるはずになつておるわけでござりますが、北生連の事

業費とその後食糧が、特に米等におきましては、食糧の自給といふことで、生産政策といふ事実があるようござります。建て売り牧場を公團がやります場合に、通常の経済的見地からいうならば、これは安く——安くといいますか、少なくともむだな経費のない建設整備ができるはずになつておるわけでござりますが、北生連の事

業費とその後食糧が、特に米等におきましては、食糧の自給といふことで、生産政策といふ事実があるようござります。建て売り牧場を公團がやります場合に、通常の経済的見地からいうならば、これは安く——安くといいますか、少なくともむだな経費のない建設整備ができるはずになつておるわけでござりますが、北生連の事

業費とその後食糧が、特に米等におきましては、食糧の自給といふことで、生産政策といふ事実があるようござります。建て売り牧場を公團がやります場合に、通常の経済的見地からいうならば、これは安く——安くといいますか、少なくともむだな経費のない建設整備ができるはずになつておるわけでござりますが、北生連の事

業費とその後食糧が、特に米等におきましては、食糧の自給といふことで、生産政策といふ事実があるようござります。建て売り牧場を公團がやります場合に、通常の経済的見地からいうならば、これは安く——安くといいますか、少なくともむだな絏費のない建設整備ができるはずになつておるわけでござりますが、北生連の事

されてきたか、そういう問題に関して大臣のお考えを整理して承っておきたい、こう思うわけなんです。これは大事なことですよ。国際関係がそれだけ変わってきて、自由化が一步一步前進していく。そのつど農政というものが変わっていくているのだから。そうでしょう。

○赤城国務大臣 どうも相關関係ということを申し上げるのには、もう少し御説明を承ってから答えてみたいと思います。

○中村(時)委員 それは農林大臣、意識してあなたがやられたことなのか、あるいは無意識的に國內の一つの現象をとらえてやられたことなのか、そなはわかりませんけれども、たとえば先ほど言つたように、自作農創設ということを一生懸命考えられておる。ところがそれがだんだん行き詰まつてくる。そこで構造改革という一つの政策が生まれてくる。そしてこの構造改善なり、あるいはその裏づけとしての体質改善といいますか、そういうことがあなたの施策の中では至上命令となつてあらわれてきておるわけんですね。それは国内の経済社会の中で、日本の農業の占める立場、そういうものが相関関係をして、いま言つたような体質改善にまで入つていかなくちゃならぬのじやないか。あるいは近代化的方向をとらざるを得ないのじやないかということが、私は生まってきたのだと思うのです。そういう意味でお尋ねをしているのです。

○赤城国務大臣 これは先ほど幾ぶん触れたつもりでございますが、從来農業といつものが鎖国主義ではございませんけれども、その國その國で農業の保護というような考え方を持っておつたと思います。しかしながら最近いま御趣旨のような年度において、それぞれ国際的な農業といつことに入つて、そういうような形でありますので、非常に矛盾が出てきたと私は考えます。簡単に言いますならば、まあ弁証法的な進め方を持たざるを得ないような相関関係になつてきておる、こういうような関係でありますので、いろいろな

弁証法的なテーマが出てきた中においてジンテー

ゼをつくっていくということは、総合的にも個別的な農作物につきましても、考えていかなければならぬ問題ではないか、こういうふうに相關関係からいえばどうだというお尋ねでありますならば、私の考え方はそういうふうなものであるといふことをお答えいたしたいと思います。

○中村(時)委員 そういう情勢の中で二転三転をしていっている。農業構造改善となり、農業の近代化、機械化、そして体質改善、そういう方向にどんどん農業政策というものが生まれ変わつたと思う。そこでそのような方向に裏づけられが効果があるのだといって推奨されました。これが根本的にそのために変革されたかどうか。これが効果があるのかどうか。あるいは体質改善がほんとうになされたかどうか、そういう意味においての効果を大臣はどのように見ていらっしゃるか。

○赤城国務大臣 方向づけは持つておりますけれども、その効果が私はあらわれたとは考えられません。方向につきまして、しかし模索していた時代は過ぎて、その方向に進みつつある、こういう過程であるというふうには、私は了解しております。

○中村(時)委員 それは大臣、非常に安易なあなたの性格が安易なのかもしれません、私は逆だと思う。そのような行き方は非常に宣伝もされ、いろいろされましたが、そのような逆だと思つた。そのような方向に進みつつあるため、逆にいけばそういう方向をとらざるを得ないのではないのか。たとえば労働力が減少している、こういう現象、あるいは労働力の質的低下をしている、こういうような現象から、今までやつております機械化の問題につきまして、大型機械を入れて共同的にやっていかなくてはならぬという方向に進まざるを得ないのではないか。あるいはまた機械化をするにつきましても、土地改良等基盤の整備

がその根本的な問題があつたと思う。今度の農地事象についていかなくてはならぬという方向に進まざるを得ないのではないか。あるいはまた機械化をするにつきましても、土地改良等基盤の整備

がその根本的な問題があつたと思う。今度の農地事象、あるいは労働力の質的低下をして、こういう現象から、今までやつております機械化の問題につきまして、大型機械を入れて共同的にやっていかなくてはならぬという方向に進まざるを得ないのではないか。あるいはまた機械化をするにつきましても、土地改良等基盤の整備

がその根本的な問題があつたと思う。今度の農地事象についていかなくてはならぬといふふうにいくといふふうに思つたから、その方向というよりも、いろいろな障害にぶつかりながら、だんだん方向が明らかになつてきておるといいますか、そういうふうに考えるわけでござります。

○中村(時)委員 ところが経済社会のほうは、御存じのとおり急速な進歩を遂げていくわけです。これはもちろん財政的な援助もあります。い

そういう一連の動き方といつもの究極の目的と逆のところは、あなたの考えとしては、私は農業経営の拡大という根本的な変革に何とかしようではないか、そういうふうに考へたと思う。いまあなたがうなずいておられますけれども、ところが實際はそなうしておられますけれども、結論的に言つたら、日本農業の立ちおくれに対する根本的な改革、あるいは性格的な変化は、実は期待どおりには生じなくして、逆に農業労働の急速な減少と質的な低下となつてあらわれてきたのではないか、こういうふうに考へられる。そこでこのような農業労働の急速な減少、質的な低下とか、そういう方向に進まさざるを得ないところは、農林省なんかの考え方も、協業化とか、そこでの共通化とか、そういう方向に進まさざるを得ないのではありませんか。この結論が、私はその中から必然的に生まれてきているのであろう、そう考へているのですが、大臣はどうお考えになりますか。

○赤城国務大臣 私がそういう方向へ進みつつあるということは、ことばをかえて言いますならば、いま御説示のような状況があるために、逆にいけばそういう方向をとらざるを得ないのではないのか。たとえば労働力が減少している、こういう現象、あるいは労働力の質的低下をして、こういう現象から、今までやつております機械化の問題につきまして、大型機械を入れて共同的にやっていかなくてはならぬといふふうにいくといふふうに思つたから、その方向というよりも、いろいろな障害にぶつかりながら、だんだん方向が明らかになつてきておるといいますか、そういうふうに考へるわけでござります。

○中村(時)委員 ところが経済社会のほうは、御存じのとおり急速な進歩を遂げていくわけです。これはもちろん財政的な援助もあります。い

いろいろな環境がござります。そのことの詳しいことは申しません。あるいは管理價格の問題等々、いろいろな問題をひっくるめての問題がありますが、ただ、いま言ったようにぶつかりながら行つたのでは、農村というもの所得格差は追いつけないのであります。そこに問題がある。

統計といいますか、数字に出ておるわけがござります。でござりますので、これは捨てるべき目標ではない。やはり目標としては二・五ペクタールというものは、年度といいますか、十カ年にこれができる上からは考えませんが、そういう目標は持つてしかるべきだと思います。あるいはそれ以

うに変わって、構造改善があるいは主産地形成といふ方向に移行されているのではないか、こういうふうに思うわけなんです。

そこで農地局長、頭を振りよから、農地局長から聞いておきたい。あなたの概念を言うてくれ。○丹羽政府委員

先生たびたび選択的拡大の御発言

いう農民に対しても、大きく黒い雲になつてかかるさつてきているわけなんですね。そうでしょう。当初から選択的拡大として、その時点でなぜこれだけのいろいろな問題が出なかつたか。たとえは農地事業団にしても、あの当時から比べて何年たつていますか、あるいは今度の草地造成にして

そこで私はまず第一点にお聞きしたいのは、そういうような格差が多くなってきたという結論が、いま言ったように考え方がおくれて、いつで実行に移す立場が非常におくれたために、所得の格差が生まれてきたと私は思うのです。そこでその所得の格差があまりにも激しくなってきたので、自立農家の規模というものをある程度引き上げなくては、これは世界的にも国内の経済情勢の

上緯たなくては目標としてはだめではないか、私
はこう思います。しかしそれとは別に、そういう
目標がなかなか倒達しませんし、所得格差といいう
問題もござりますので、自立経営といいうものが經
営面積ばかりではなく、やはり所得の面で、たと
えば六十万以上とか八十万以上の所得といいうもの
も、自立經營農家の一つのモデルといいますか、
型だ、パターンだ、こういうような考え方を持つ

言がござりますので、私が首をひねっておったわけでございますが、実は基本法をやりました当時から、生産政策としての選択的拡大と、それから構造改進政策の問題は二本の柱でございました。構造改進策が――また農業でござりますから結局物をつくっていくわけでござりますから、その構造改進がされていく形体が、つくる物も選択的拡大の方に向において走るべきである。こういふのが二本の柱において走るべきである。

何ヵ所かで——これはあとで質問いたしますが、何ヵ所かやっているものが赤字になつてあらわれてくる現象は、どこに原因があるのか。そういう問題は当初から予期しているなれば、当然そういう事柄が机上の上においてもあらわれてなくてはならぬと思うのです。それがいまごろになつてあわてて飛び出してくるということは、テンポがおそぢ

中においても、とてもやつていけないのじゃなかという考え方方が、農地事業団の一つのあらわれとして生まれてきたのだろう、こういうふうに見られるわけです。そこで私がお尋ねしたいのは、農林省の中で、よく当初において一・五ヘクタールの規模が非常に正しいのだから、自立経営農家としての規模を考えた場合に、大体一・五ヘクタールぐらいを中心にして考えていくのです。このことが御存じのように貧農切り捨てで

であったと私ども深く信じております。したがつていまお話をのように、それからもう一つ、これは私が、当時事務的にこれを考えました際に、将来における農業人口の減少、劣悪化、それから外国の圧力などといふものは意識をいたしておりまして、いわば防衛としての構造政策、生産政策という立場で基本法が、農林省内部では基本問題の検討会で議論されました。したがつて路線としてはずっと予想されま

さつたからちよつと困りましたといふところの騒ぎじゃないということなんですね。あまりにもひど過ぎるということが言えるのですね。それでいかどうかという大きな疑問さえ私は抱くのです。
○農林政府委員 もう一言言わせていただきます。基本法をつくりましたときには選択的拡大と構造改善の二本の柱、そのうち選択的拡大といふことは生産政策でございますから、農林省の行政としては非常になどみやすかつた。したがいまして

論であるとか、いろいろな問題をかもしたわけなんですが、ところが最近に至つたら、てんで耳にしたことはないのです。一体こういう変遷はどういうことになつてゐるか。これは農地局長——いわゆる農林大臣だな。それではしようがないから農林大臣だな。そういうことを聞くのは気の毒なんですねけれども、一体どういうお考え方に構想が変わりつあるのか、それをお聞きしておきたい。二・五ヘクタールといふものが一体効果を持ったものなのかなどうか。いまでもお考えになつておるのか、どうなつか。

○赤城國獨大臣 二・五ヘクタール平均百万戸といふ所得倍増計画の計画どおりにいっておらないことは事実でござります。しかし一・五ヘクタール以上の農家などは、これは兼業農家が一方によえていますが、この面などはふえておるものも、

ですが、私は迷に思う。そんなものは、二・五へクタールといふものも、これが適正なものかといふことは私は疑問を持つていて。その例を示して、一々列挙して、あなたとこれはまた何かの機会にしてもいいのですが、きょうの議題にはしたくなかったと思つてはいるのです。それには非常に大きな疑問があります。その証拠に、あなた方がいま思い出したように自立経営、私が言つたら口からひょっと出たと思うのですが、そんなことにはもうこだわらなくともいいのじゃないですか。政策の重点が自立経営から選択的拡大の方向へ大きく述べるのじゃないですか。その選択的拡大の中から、あなたは自立経営というものがあつていいのじゃないかといふ考え方になつてはいるのだと思うのですが、基本の取り上げ方としてのは、自立経営の方向から選択的拡大とそういうふ

した路線である、私はかようないまだに信じております。ただその防衛としての構造政策なり生産政策が、当初予期した情勢の変化、変化して防衛策なります。たしてそれに十分対応できる形において効果を結んでおるかという点になりますと、私どもも大いに現実を見る目におきまして見直さねばならぬ問題が、外界の変化の激しさ、當時考えました防衛体制の進め方といふものとのズレというものは、切実に身にしみて現在感じております。ある段階において遷移的拡大に変わったという点はどうも納得いたしませんので、首をひねっておつた次第でござります。

て選択的拡大の行政ということは、当から進んでまいつた。ある意味からいうと進み過ぎたのではないかと思われるくらい進んだと私は見ておるわけあります。しかし構造政策のうちでも、構造改善とは申すまでもなく土地と資本と労働と理解するなら、いわゆる構造改善促進対策事業を資本の整備、資本の整備施設の増強という意味におきます構造改善に取組んだけれども、どうしてもその土地と経営の問題についての取り組みが足らないというのも事実である。そこでその問題が非常に大きな問題であるけれども、どうしてもここで取り組むべきだということにその後の検討において相なつて、私どもが今度管理事業団の問題を取り上げて御審議いただこうという道をたどった。しかしそれ全部を通じて外界の変化、二次産業の高度成長のテンポにそぐつたかそぐわなかつた

か、そこに誤りなきやといふ問題については、きわめて良心的にいろいろと反省をいたしております。

中村(時)委員

○中村(時)委員 あなたを相手にしてこれ以上

○中村(時)委員 私の言うのは、二本の柱にして、構造改善といま言った選択的拡大とそれから価格政策であるというのじゃないのです。選択的拡大をやる場合には、一つの業種に対して一つの

て価格を上げるためにどうしようとかこうしようとか、そのために手を引いたとか引かぬとか、そういう愚論を言っているのではないのです。もつと本質的な農業政策としての感度として打ち出してもらいたい。

り、それから生まれてくるところの構造改善の問題であり、選択的拡大の問題であり、だからそういう事柄が、非常に対外的な問題の圧迫が、御存じのように一九六〇年の麦の問題に関連をしてくるのじやないか、こう受け取られてくるわけです。

させておきたいのは、あなたのおっしゃるよう 選択的拡大ということが、構造改善の中から農業 基本法のときすでに云々されておるということに なれば、構造改善あるいは選択的拡大のうちはら になるのは価格政策だ。ところがそのときの価格 政策というものは明確にされてないねばかりで、

そういうものは当然あつてしかるべきじゃないか。これはうらはらの問題なんですよ。私はそう思つた。あなたの言つておるのは、それはちよつと疑義があるといふのはおかしいと思う。当初から選択的拡大をやる場合には、うらはらにやはり価格政策というものが伴わなかつたら、やりそ

私はあなたを追及しようとは想いませんが、そこで海外的な問題といふことを取り上げられたから、その一、二点を言つてみましよう。たとえば選択的拡大自体が、私はやはり余剰農産物との関係があると思うのです。あなたは海外的な問題と、こう言いましたが、終戦直後、食糧の問題に

そこで裏作としての麦はどう考えますか。農林省のほうとしてはこれを貯蔵作物として今後取り上げようとしているのか、あるいは畜産に対する補強作物としてこれを取り上げようとしておるのか、そちらの点を明確にしておいていただきたい、こう思うわけです。

片一方だけが前進してしまって、片一方だけが後退するという結果が生まれてきておる。それが今度の乳価の問題であり、いろいろな問題になつてあらわれてくる。一応ある程度の食糧の自給体制の中で米麦を中心にして、それに相關的に酪農といふものの選択的拡大を訴えるなれば、当然その

なった場合には責任が持てなくなる。そこまで農業政策というのは推し進めて考えておかなければならない、こういうふうに私は理解をしておつたわけです。それを持つておるわけです。農地局长、ええますか。はつきりしてください。あなたが首をひねるから、何ぼでも言いますよ。だんだ

対しても、一つの余剰農産物としてのマーケットとして日本というものを見詰めておったに違いない。これは事実、余剰農産物の法規の中に、あるいはアメリカの国内法の中も、余剰農産物に対するところのシェアの問題をどう取り上げるかということは、明確に打ち出されておる。そういうことは、明らかに、今までの考え方と違つておる。

○赤城國務大臣 裏作の麦は、確かに食糧としての麦としては衰退せざるを得ないような動向にあると思います。しかしこれは飼料としてやはり生産を進めていく、こういうような対策は講じていべきだ、そういう意味で飼料作物としての麦類等を増産していくという対策は講じてはおりま

ときに出なければならない。私はそう思う。それはどういうふうに思われましたか。

○丹羽政府委員 私でよろしくおきますか。

○中村(時)委員 あなた、首をひねっておるから。

○丹羽政府委員 それではもう一言だけ答弁させたいただきます。選択的拡大と構造政策を二本の

○丹羽政所委員、選挙的拡大と構造政策と要する
ん深みにいきますよ
に経営の近代化、こういうことが取り上げられた
背景をいたしまして、結局所得の問題と海外の問
題になってくる。したがつて価格水準を上げる政
策を軸にしてやつたのではこれも答えにならな
い

機運持があるからこそ、日本の農業政策としては、それが端的にみずからの方によって前向きになりにくいということが生まれてくるのです。それがあらからこそ、私は先ほど来その変遷を言つていつたわけです。だから余剰農産物を海外視して、日本の農業政策というものを農林省の中で正面切つ

されども、これは価格の問題もあります。それから労力の問題と、いろいろなネックはありますけれども、飼料作物としての方向へ生産をやっていく、こういう考え方を持っております。
○中村(時)委員 それでは、畜産局長に聞くけれども、いま大臣のおっしゃるようには、これは裏表

柱として走らせるよろと考へたときに、一番端的な問題としては価格政策であろうということは、當時議論に出たのです。しかし価格政策を通じてこの二本の柱を走らせるということは、事納の発想法そのものが、外国の影響なり何なりから発想いたしておりますために、価格政策を軸にするとい

い。と同時に、しかし選択的拡大の対象たるものに対しても最低価格に対するうしろからの逆さえといふものは、当然要るという考え方があつたわけです。これはその水準の当否はいろいろ御議論はあろうと思いますが、現在の米以外のものの価格支持対策といふものは、そういう考え方で捕獲されておるもの、私ほかよう理解いたしました。

○赤城國務大臣　余剰農産物といふことに限らず、打ち出すことができるかどうか、あるいは与党の中でも農林大臣がそういうことができるかどうかを一点、お聞きしておきたい。

○ 槍道政府委員　国内におきます濃厚飼料の給源作物といつても補強作物として、要するに飼料ですが、補強作物としてやっていく。もちろん麦の品種の問題もあります。ハードの小麦を入れるとか、いろいろな問題が今後行なわれてくるであろうと思ふけれども、それに対して具体的な一つの案件を持っておりますか。

けて考えていく。そういう思想が、私どもの内部においては必ずしも強く認識されて、この基本法段階の基本問題の議論では行なわれておったわけであります。したがつて率直に言いまして、価格政策を軸としての選択的拡大ということは、農林政策その他の政策によってはまづいことはない。

○中村(特)委員 価格政策というものは価格を上げることじやないのですよ。私の言つていいのは、あなた方の考へている構造政策やあるいは体質改善の目的はどこにあるかといふと、生産性の向上とか、あるいはあなた方がよくキヤッチフております。

る、こういう関係にありますので、こういう関係を無視して農業政策、対策がやっていけないということは、私も十分承知しております。

○中村(時)委員 それは森林大区のおっしゃることがほんとうなんです。少なくともM.S.A協定の中にもそれがはっきりしているのです。それから

としては、御指摘になりました麦類あるいはイモ類であろうと思うのであります。この麥が順調な生産を示しますならば、これは濃厚飼料源としてすぐれたものであるということは、私どもも考えておるわけでございまして、国内における濃厚飼料給源としての麦の生産の増強という問題

た当時当初からそれを軸にして、単純に選択的拡大をやることの意義といふものに対しても、疑義を持つておるわけであります。

シーズにしている生産コストの引き下げであるとか、そういうところを目標にした価格政策というものが、本来の価格政策なんです。それを間違え

アメリカの国内法の中にも、余剰農産物の処理法といふものの規定ができる。だからそういうものを勧業された結果における農業基本法であ

は、真剣に考えるべきであるというふうに私どもも考えておるわけでございます。ただ、実際の趨勢としては、おっしゃるような衰退の形をとつて

おり、しかも現在の制度なりあるいは生産の形態なんというものが、生産を上昇していくようなものとして働いていないという問題を、深く追及をしていく必要があるということございました。麦の今後の飼料給源としての供給大という問題は、全省をあげて検討をしてまいるというつもりであります。

○中村(時)委員 あなた、頭がいいのだから、よく私の質問を聞いてもらいたい。たった一点だけ言つたのです。いま言つたように、麦の濃厚飼料は半分くらい輸入しているわけでしょう。そこでその麦に対する新方針として農林大臣は、衰退作物としてではなくして、飼料として考えていくべきだと、こうはつきりしている。その裏を受け農林省の事務当局は、具体的に本年度はどのくらい、来年度はどのくらいといふものを持つているのかどうか。持つていなければ持つてないでよろしい。今後やつていってもらわなくちゃならぬ問題だから、次の問題に発展するわけなんだ。

○檜垣政府委員 現在農林省として農政局において策定化をしようとしておる問題としては、麦の機械化栽培による合理化の方向を技術的に突きとめようという方向を打ち出しているのが第一点でございます。それからいま一点は、飼料大麦としての適品種の試験品種が行なわれております。それ以上の問題については、正直に申し上げまして、明確な施策というものはただいまのところはございません。

○中村(時)委員 せつかくござりっぱな農林大臣を擁して、一生懸命そちやつてやつているのだから、ほんとうに真剣に取り組んで、将来とともにこれはひとつ明確に一つの方向を打ち出していただきたいたい。これは農林大臣もそういうふうに指示をされながら、いま言つたように、将来の畜産業に対する振興が選択的拡大の中で一番いいのではないと私は思つてゐる。そういう立場からいつの向上——先ほど言つた食糧の自給度の向上と同じになつてくるのですけれども、その点で農業

林大臣の決意をはつきりこでしていただいたので、それを受け継いで農林当局は——いま私は過去の問題がけしからぬじやないかというようなことは申しません。将来に向かつて前進の足場を明確にしておいていただきたい、こう思うのです。農林大臣、よくそのことを答弁してください。

○赤城国務大臣 必要であり、適当なことだと思いますので、その方向を推進いたしたい、こう考えます。

○中村(時)委員 事務当局は……

○檜垣政府委員 私が事務当局全体として代表することはいかがかと思いますが、麦問題につきましては、過去一、二年間も検討を続けてまいりましたが、さらに検討を深めまして、大臣の御指示に沿いつつ、新しい施策の樹立という方向に努力をいたしたいと思います。

○中村(時)委員 実はこの問題は、ほんとうといえば土地の問題、労働の問題、いろいろやってみたいと思うのですけれども、時間の関係もありま

すので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

○檜垣政府委員 現在の段階におきましては、こ

れは事業団の一般の事業計画ということになりますと、私から答えるべきではございませんが、この法律が通過いたしまして成立施行されまして、初めて事業団の事業として認められるわけでござりますので、現段階では事業団の事業として計画化されておりません。

○中村(時)委員 計画化されておりませんと言ひますけれども、よく見てござんなさい。あなた方農林省の農地開発機械公団法の一部を改正する法律案関係資料の中にある改善の問題を取り上げておきましたが、たとえば期日がちゃんと出ておるの

です。ひどいのは三十六年の三月二十九日、これは機械公団が申請した日、ところがそれが大蔵省が了解の月日はいつになるか。一年越して三十七年二月二十日、年度を越してまで、こういうことに申しません。将来に向かつて前進の足場を明確にしておいていただきたい、こう思うのです。農林大臣、よくそのことを答弁してください。

○赤城国務大臣 なっておる。しかもその法の二十一條にはこう書いてある。「公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農

林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」こういうようになつておる。そうすると、いまこれからどうぞなつておる。そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

そこで次にお尋ねしたいのは、公団の予算の認可の時期についての問題なんですが、そのことで、那須において今度草地造成をやつていかれたいと思うのですけれども、時間の関係もありましたので、全般的な問題は、それを中心にして、一応この機械公団の問題に関連させながら進めてみたい、こう思うわけです。

対しては、開墾農地その他に対しても六八%くらいに相なります。

○中村(時)委員 しかし総体量として公団の事業量としてのワークが一五%や一八%では、実際の公団の經營が成り立つか、成り立たぬかという問題なんですね。開拓のブルドーザーだけであれば八〇%前後ということは言えるかもしない。しかし総体量からいえばわざかなものなんです。そうすると公団としては政府からの委託なり請負なりあるいは支持なり、そういうものののみにたよつての事業量だけでこの經營をやつていこうとすれば、公団の經營者に立場をかえてみたとすると、やつていけないということなんですね。やつていけないならば、二つの問題が出ると思う。一つは縮小して機械を売る。縮小をして単に政府の依頼を受けたものの事業量だけを扱つていくか、これはいかないとなればこの事業量の拡大をどのように方式で打ち立てていくか。たとえば那須の草地造成の問題のように、次から次とどう計画をもつてその年間の事業量を埋めるか、あるいは国全体の一部をそちらに回して、事業量をふやし、そして公団自身の立場においてこれをやり得るか、どちらかに分かれてくると思うのです。その点を明確にしておかぬと、たとえばグラウンドをつくらなければならぬ、自分自身が事業の請負の注文も取りにいかなければならぬということになつてくる。そうなつて公団本来の使命を逸脱するということにもなつてきかねない。だからそちらのところを政府としても明確にしなければならぬ。その明確にするといふことが、農林大臣の権限の問題にまで引つかかるてくると思うのです。そういう点に関して、時間がありませんので総括的に言つておるわけなんです。

○丹羽政府委員 本日御配付いたしました資料の第一ページをぜひご覧願いたいのでございます。公団の三十九年度の事業の契約金三十億、そのうち国営が四億五千萬円、県営事業が七億八千

万円、團体営事業が十三億であります。結局その九〇%は、農地局が補助金を出しながら直轄でございます。この県営の事業は県の事業主体、そ

やつております事業で裏づけがされておるわけでございます。この県営の事業は県の事業主体、そなうに、こういう事業はぜひ公団でやつたらどうかという話を、県ごとに話し合いをいたしまして実際に、こういう事業はぜひ公団でやつたらどうかづけをいたしますものが県営で七億八千万、全体で約三十億の契約が年度内に支払い金としては一十五億くらいになると思ひます。前の資料の二十二億は計画でございますが、実績としては二十五億くらいになると思ひます。契約のベースといたしましては農地以外の事業量は四億五千万、約一割ちょっとでございます。この事業はやはり農林省が一緒になりまして公団と相呼応いたしまして、そのうちの農地造成事業の裏づけとして公団にやらせていくわけでございます。

○中村(時)委員 私の聞いておるのは、そうするとその結果を見て、こういうふうに判断してよろしいのですか。今後における公団に対する事業量の云々は、政府のほうで責任を持ってそれだけのワークをはめていいけるという自信を持つてやっていけるのだ、こうしたことなんですか。

○丹羽政府委員 お答えいたします。公団の事業所は數力所に分かれおりまして、いろいろな機械の配置の都合がござりますので、個別に公団とも協議して裏づけていくことは、今後とも続けていくということです。公団が何にもしないで、国がすわっていて仕事をしてくれるだろうともういうふうに安易に考へることは、私どもはとらさない。私の言うのは、少なくとも政府のほうにおいて公団の事業量は確保するということを、言ひかえてみたら公団が經營上やつていいけるようないか、こう思ふわけなんですが、一体これはどういう理由でそういうふうにしているのか、その点を明確にしておいていただきたいと思うのです。

○中村(時)委員 公団が何もしないで云々とい

ておりますよ。だからそういうことのないよう案分をしながら進めていく責任を政府が持つてることを考えていらっしゃるかということなんですね。三十一年以来赤字が出ないようになります。この県営の事業は県の事業主体、そなうに、こういう事業はぜひ公団でやつたらどうかづけをいたしました上で、権利関係の調整をととのえられたことは、まず第一番に調査をやって、二番目にやらせていくわけでございます。この事業はやはり農林省が一緒になりまして公団と相呼応いたしまして、そのうちの農地造成事業の裏づけとして公団にやらせていくわけでございます。

○中村(時)委員 私の聞いておるのは、そうするとその結果を見て、こういうふうに判断してよろしいのですか。今後における公団に対する事業量の云々は、政府のほうで責任を持ってそれだけのワークをはめていいけるという自信を持つてやっていけるのだ、こうしたことなんですか。

○丹羽政府委員 お答えいたします。公団の事業所は數力所に分かれおりまして、いろいろな機械の配置の都合がござりますので、個別に公団とも協議して裏づけていくことは、今後とも続けていくということです。たとえば開拓地にして払い下げられる、あるいは草地にして払い下げる。農地法のたまえからいいたら、直接この公団に売り渡すことは私はできないと思うのです。たとえば開拓地にして払い下げると、あるいは草地にして払い下げる。農地法のたまえからいいたら、直接この公団に売り渡すことは私はできないと思うのです。そういう立場から、こういう無理なやり方をやつているのじやないか、こう思ふわけなんですが、一体これはどういう理由でそういうふうにしているのか、その点を明確にしておいていただきたいと思うのです。

○中村(時)委員 公団が何もしないで云々といふことは、それはまた逸脱しておりますよ。そう

いぢやない。私の言うのは、少なくとも政府のほうにおいて公団の事業量は確保するということを、言ひかえてみたら公団が經營上やつていいけるようないか、こう思ふわけなんですが、これは先ほども芳賀

林野その他の土地所有者」から「牧場の經營者」のところへ矢じるしがついて、「土地の売渡し又は貸付け」という線が第四番目の手順として書かれておるのでございますが、これは先ほども芳賀

委員でありましたか御質問がありましたのにお答えをいたしましたように、土地の権利の取得なり

あるいは調整の問題につきましては、現実問題として限地的な問題でござりますので、この問題題については将来牧場の管理經營者の主体となるべきものが、国有林その他の土地所有者と折衝、協議をいたしました上で、権利関係の調整をととのえられたことは、まず第一番に調査をやって、二番目にやつけておる、今後もやってまいりますつもりでございます。

○中村(時)委員 次に共同利用模範牧場建設事業の概要図ですね。これでちょっとお尋ねしておきたいのは、まず第一番に調査をやって、二番目に建設設計画の樹立をやって、三番目に農林大臣が建設計画の指示を農地開発機械公団に明示して、それから国有林野その他の土地の所有者が土地の売り渡しまたは貸し付けを牧場の經營者に行なう、この図解を見て、そこまではわかるのですが、国有林野その他の土地の所有者、この図解から見て、先ほど農林大臣も答弁なされたように、主として公共地、それがやはり主体になるのではないか、私はこう思ふわけなんです。こういう公共地を売る場合には、いろいろな種類があると思うのですが、農地法の問題も出てくるでしょうし、あるいは大蔵省の、何といいますか、払い下げというのではなく、払戻しというか、そういう問題も出てくるでしょう。そうするとその中の率が違うと思うのです。たとえば開拓地にして払い下げると、あるいは草地にして払い下げる。農地法のたまえからいいたら、直接この公団に売り渡すことは私はできないと思うのです。そういう立場から、こういう無理なやり方をやつているのじやないか、こう思ふわけなんですが、一体これはどういう理由でそういうふうにしているのか、その点を明確にしておいていただきたいと思うのです。

○中村(時)委員 公団が何もしないで云々といふことは、それはまた逸脱しておりますよ。そういぢやない。私の言うのは、少なくとも政府のほうにおいて公団の事業量は確保するということを、言ひかえてみたら公団が經營上やつていいけるようないか、こう思ふわけなんですが、これは先ほども芳賀林野その他の土地所有者」から「牧場の經營者」のところへ矢じるしがついて、「土地の売渡し又は貸付け」という線が第四番目の手順として書かれておるのでございますが、これは先ほども芳賀委員でありましたか御質問がありましたが、これは先ほども芳賀林野その他の土地所有者と折衝、協議をいたしましたところではございますが、われわれが試算をいたしましたところでは、林野特別会計法なり國有財産法によつて売り払いを受けます場合に比し、その対価が半分ないし五分の一になるという

点がございますので、共同利用牧野としての開放というよろなことを考えてまいりたい、そういう意味で国有林については原則的には当初の間は貸し付け方をとつていただきたいというふうに思つておるのでござります。

○中村(時)委員 そうすると売り払いではなくして、農地法に基づいて一応貸し付けの方式をとつて、共同利用牧野の開放ですか、それでやつていく。そのほうが効率的にというよりも、金額の上において低い。そこで問題はそれに限定する、こういう行き方をとるわけなんですね。

○中村(時)委員 施設について。

○檜垣政府委員 施設につきましては、これは公団自身が建設をいたしまして、これを都道府県を通じて売り渡しをするわけでございますので、建設施設を整備するための経費から、国から助成をいたします補助金部分、つまり五〇%の補助金部分を差し引いた価格で、都道府県にまず売り渡しをする。都道府県がさらにその残余の部分に一部の負担をいたしまして、その部分だけ差し引きました価格でもって、最終の牧場の経営者に売り渡しをするというように考えております。

○中村(時)委員 そうすると施設の分は国の補助でやつていく。それから家畜の分は公団はどういう立場でやつしていくのですか。国の補助じゃなくして、借り入れとか、別の方でやつしていくということになるのですか。

○檜垣政府委員 そうすると受け入れたほうの、部資金からの借入金をもつて導入をいたしまして、導入の価格をもつて売り渡しをするというふうに考えておるのでござります。

なつておるのでですか。

○檜垣政府委員 農地開発機械公団が、農林大臣の指示を受けまして、牧場の建設なり、施設の整備なり、家畜の導入なりをいたします間の指導は、農林大臣がその責めに当たるわけでござります。もちろんその際、この牧場は都道府県も行政上の位置からいって関係がございますので、都道府県の協力なり、あるいは最終の地元経営者の意向の反映ということははかつてまいりますが、形式といいますか、姿としては、農林大臣が責任を持つ。都道府県を通じて牧場の経営者に売り渡しをされましたあとは、農林大臣が都道府県の指導に對して援助の措置をとる、もしくは協力措置をとるといいますか、姿としては、農林大臣が責任を持つ。都道府県の経営者に売り渡しをされたことで、都道府県が牧場の経営についての指導に當たるというふうにいたしたいと考えております。

○中村(時)委員 ところが、都道府県がといますけれども、先ほどの図解にあるように、たとえば建設計画の指示というものは農林大臣がやるものでしよう。農林大臣が建設計画の指示をやりながら、都道府県にその責任を持たせていく。あなたのいまの御答弁だとそうなりますね。そうじゃなくして、建設大臣がその基本的な建設計画の指示をやるのですから、結果におけるところの問題は、建設大臣にその責任があるというふうな行き方は考えられないものですか。

○檜垣政府委員 最終の経営主体というものが、牧場施設、家畜等の売り渡しを受けまして、経営を行なうようになりますと、それはモデルといいう特殊な経営ではございますが、やはり畜産経営であるわけでございまして、地方における畜産経営の指導主体としての責任を持つ都道府県知事が当面の行政指導主体になることは、これは姿としてやむを得ないのでないか。ただその際に特別な指導をこの事業については必要とするということでござりますので、昨日ちょっと申し上げたのとおりですが、将来の予算的要項でござります。このことはどうかと思つています。

○中村(時)委員 そうすると受け入れたほうの、はり地方産業の指導行政の機関ということで、この事業についても都道府県が都道府県としての責任を持ってもらいたいというふうに思つておるわけでござります。ということでござりますので、代金の納入が停滯するというような場合にかかる都道府県と牧場の経営者との間における同様に考えておるのであります。それから牧場の経営と申しますと、特定の目的を持つた事業を行なうわけでもございますから、その点は農地開発機械公団ど都道府県との委託の契約あるいは売買の契約、それから都道府県と牧場の経営者との間における同じく委託契約なしし売買契約について、ただいま御質問のありましたような事項については、明確に規定をさせるというふうにいたしたいと思つております。

経営についての指導については、特別なもの指導致といふ点から、財政上何らかの援助措置をいたしたいというふうに考えておるのであります。

○中村(時)委員 なぜ私がそういうことを言うか

たいたいといふふうに考えておるのであります。

いとつておるのが一点。それから牧場の経営といふのが、正当な理由なしに他の用途にその建設された牧場を転用する、あるいは転売をするといふような場合には、原則として國の補助金部分をかいうようなことが起こった場合、——事実そぞういうことがありますね。そのことができてきました場合に、これをつくった法律の精神とは違つてくるわけですね。そうじゃないですか。そうした場合に、やはり五〇%からの高率補助をやつておるのだから、それに対する責任は——農林大臣がいま持つておるなら別ですよ。ところが都道府県に移行をするということになれば、今度は都道府県にいるは他に転用するということになれば、その責任になるわけですね。そこでいま言つたように、経営不振のための事業の放棄あるいは縮小、あるいは他に転用するということになれば、その責任者は都道府県でなくして、いま言つた農林大臣が基本的の指示をしておるのだから、農林大臣が直接関連を持つておる場合には問題がないのですけれども、都道府県のほうに関連を持たずの責任をたどるには問題がないのですから、今度は都道府県と農林大臣との問題になるわけです。ところがいま言つたような状況が起きたときになつてくる。そうするとその場合の処置は、これが都道府県に返還しようと言つてもできないわけですね。そうすると都道府県に責任を持つておる者は、これを売りさばくとか、あるいは経営が成り立たないとか、いうような場合に責任を持つてもらいたい、こう言つても、結局県とその当事者との契約になるわけですね。そうすると都道府県のほうの問題が、いま言つたようになります。たとえば都道府県が委託をして、都道府県とその当事者との契約になるわけですね。そうすると都道府県に責任を持つてもらいたい、こう言つても、結局受益者である者は、これを売りさばくとか、あるいは経営が成り立たないとか、いうような場合に責任を持つてますか。実際には私は持てないと思うのですが、これは都道府県に返還しようと言つてもできないわけですね。そうすると都道府県に責任を持つておるわけですね。だからそういう点は、やはり私は明確にしておく必要があるのではないかと思うわけなんですが、どうですか。

う、現行の土地改良法に基づく國営土地改良事業による都道府県の位置と、同様に考えてまいりた

いとつておるのが一点。それから牧場の経営といふのが、正当な理由なしに他の用途にその建設された牧場を転用する、あるいは転売をするといふ

うよう

う

う

う

う

○中村(時)委員 なぜ私がそれを言うかといいますと、こだわるようですがれども、この法二十一条と今度のとはたてまえが違っているわけです。法二十一条には、「公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければなりません。」云々と書いてある。ところが今度のは建設計画の指示を農林大臣がするのですね。少なくともこの農地開発機械公団法はある意味では違うわけです。農林大臣の権限が基本的に非常に強くなっています。だから基本的に農林大臣がそれだけの強い指示権を持つならば、いま言つたような状態は、公団と都道府県との契約の中にちゃんと規定があるのではないかと、こう私は言いたいのです。そうでないとこれはばけてしましますよ。どうするのではなくて、当初からこれに違反した場合は、こうするのだということを明確にしておく必要があるのではないかと、こう私は言いたいのです。

○檜垣政府委員 この事業については、法律的な仕組みといいたしましては、草地の造成部分について

は、法律上は委託契約による法律関係が発生す

る。他の農業用施設なりあるいは家畜等の関係については、売買契約による債権債務が発生するとい

う形で組み立てておりますので、表面上農林大臣が出てまいりますのは、開発機械公団が実施を

しようとする事業の内容についての基本的事項についての指示にとどまつておるのであります。で

こざいますので、ただいま申し上げましたような

売り渡し対価の償還の問題なり、あるいは用途に

する規制の保持という問題は、どうしてもそれぞれ契約関係に立つ者の間における法律関係として規定するという以外には、法律構成として考えようがないということで、ただいま申し上げたような方法をとつておるわけでございます。

○中村(時)委員 それは内容が委託契約であらうと売買契約であらうと、公団に対する問題は、い

まつたように当初から基本計画を農林大臣が指

示するのだから、だから実際にはそれに基づいてあなたのおっしゃるように高率の援助をするわけなんですね。だから高率の援助に対するところの裏づけだけは明確にしておくほうがいいのじゃないか。もう五〇%からのものを使うのですから、もしもそれが失敗して、先ほどのように受益者が――受益者と称していいか悪いか知らないけれども、その連中が売買をする場合なり、あるいは経営困難に陥るなり、そういうような場合におけるところの問題は、いま言つたように下から上へ明確になるのだから、そこのところの公団との明確さは私はきちんとしておいたほうがいいのじゃないか、こう思うわけです。これはくどいようですが――受益者と称していいか悪いか知らないけれども、その連中が売買をする場合なり、あるいは経営困難に陥るなり、そういうような場合におけるところの問題は、いま言つたように下から上へ

示するのだから、だから実際にはそれに基づいてあなたのおっしゃるように高率の援助をするわけなんですね。だから高率の援助に対するところの裏づけだけは明確にしておくほうがいいのじゃないか。もう五〇%からのものを使うのですから、もしもそれが失敗して、先ほどのように受益者が――受益者と称していいか悪いか知らないけれども、その連中が売買をする場合なり、あるいは経営困難に陥るなり、そういうような場合におけるところの問題は、いま言つたように下から上へ

示するのだから、だから実際にはそれに基づいてあなたのおっしゃるように高率の援助をするわけ

んだ。

それからもう一点、この計画ができて実行に移

されるまでには、どのくらいの年限を考えており

ますか。

○檜垣政府委員 今後の事業の一般的な原則的な

進度としては、建設計画の樹立後、着工いたしま

して、着工後おおむね三年で整備を完全に終わる

というふうな速度でやりたいと思っております。

○中村(時)委員 大体三年間というものに対し

て、早いところは早くなりますね。その間に、た

とえば農地造成ができた、それから受益ができる

といったいうような場合には、これはくどいよう

であります。法律論としてはこれは現に幾らでも

あるけれども非常に重要な問題ですから。そうでな

かしたら、実際自分が委託をされて、そうして

売つてしまえばいいのですよ。ほかに云々する方

向をとればいいのです。ところがたてまえ上はそ

ういうことは法律の裏道は幾らでもあるわけなん

ですね。不當に売買はいたしませんといふことも

言えますよ。法律論としてはこれは現に幾らでも

あるわけなんですよ。だからそういうようなとこ

ろは、精細といつたら失礼に当たるかも知れない

が、そこらのところはやはり明確にしておく必要

があるのじゃないか。できてから問題が起つた

のでは間に合わない。その事前にできることはき

ちつとしておいたほうがいいのじゃないか、そう

いうたてまえから言つているわけなんです。

○檜垣政府委員 まず私どもの考え方としては、

いままで申し上げたとおりでございますが、ただ

申し落としておりました点は、農林大臣と公団と

の関係においては、これは金は国の補助そのもの

であるわけでございます。したがつてその補助要

綱の内容としてお話をこのような問題を、補助の条件

として明確にしておきたい。そういうことによつ

て公団は都道府県との間に、都道府県は經營者と

の間に、同様の筋を通してまいりたいといふう

に思つております。

○中村(時)委員 それをやはり明確にしておかなければなりません。あとさきで問題があるから、私はあなたに

なつてゐるものは牧場の經營者なんですね。その

利益は上がってきているわけですね。それを行

はあなたたのほうも、これは法律的に非常に問

題があらうと思うが、その点はやはり明確にして

ます。

○中村(時)委員 な

場合の、三年間にわたって、三分の一の一の一年間で

でき上がった部分に対するものの利益は――これ

は例ですよ。それは一体都道府県に入るもののな

か、經營者に入るもののかとということを聞いて

おる。それはやはり明確にしておく必要があると

思ふのです。

○檜垣政府委員 この十二番目の年賦払いとい

うところで、実はいままで十分御説明しておりませ

んでしたので、若干私どもの考え方が明らかでな

かったわけでございますが、この制度のもとで

は、委託費及び売り渡し代金の納付といふのは、

牧場完成から年賦払いに入るということで、建

設期間中は、代金あるいは委託費の徴収を行なわ

ます。それで法律論的にはどうも土地の権利者に

あります。法律論としてはこれは現に幾らでも

あるわけなんですよ。だからそういうようなとこ

ろは、精細といつたら失礼に当たるかも知れない

が、そこらのところはやはり明確にしておく必要

があるのじゃないか。できてから問題が起つた

のでは間に合わない。その事前にできることはき

ちつとしておいたほうがいいのじゃないか、そう

いうたてまえから言つているわけなんです。

○檜垣政府委員 まず私どもの考え方としては、

いままで申し上げたとおりでございますが、ただ

申し落としておりました点は、農林大臣と公団と

の関係においては、これは金は国の補助そのもの

であるわけでございます。したがつてその補助要

綱の内容としてお話をこのような問題を、補助の条件

として明確にしておきたい。そういうことによつ

て公団は都道府県との間に、都道府県は經營者と

の間に、同様の筋を通してまいりたいといふう

に思つております。

○中村(時)委員 な

場合の、三年間にわたって、三分の一の一の一年間で

でき上がった部分に対するものの利益は――これ

は例ですよ。それは一体都道府県に入るもののな

か、經營者に入るもののかとということを聞いて

おる。それはやはり明確にしておく必要があると

思ふのです。

○檜垣政府委員 この十二番目の年賦払いとい

うところで、実はいままで十分御説明しておりませ

んでしたので、若干私どもの考え方が明らかでな

かったわけでございますが、この制度のもとで

は、委託費及び売り渡し代金の納付といふのは、

牧場完成から年賦払いに入るということで、建

設期間中は、代金あるいは委託費の徴収を行なわ

ます。それで法律論的にはどうも土地の権利者に

あります。法律論としてはこれは現に幾らでも

あるわけなんですよ。だからそういうようなとこ

ろは、精細といつたら失礼に当たるかも知れない

が、そこらのところはやはり明確にしておく必要

があるのじゃないか。できてから問題が起つた

のでは間に合わない。その事前にできることはき

ちつとしておいたほうがいいのじゃないか、そう

いうたてまえから言つているわけなんです。

○檜垣政府委員 まず私どもの考え方としては、

いままで申し上げたとおりでございますが、ただ

申し落としておりました点は、農林大臣と公団と

の関係においては、これは金は国の補助そのもの

であるわけでございます。したがつてその補助要

綱の内容としてお話をこのような問題を、補助の条件

として明確にしておきたい。そういうことによつ

て公団は都道府県との間に、都道府県は經營者と

の間に、同様の筋を通してまいりたいといふう

に思つております。

○中村(時)委員 な

場合の、三年間にわたって、三分の一の一の一年間で

でき上がった部分に対するものの利益は――これ

は例ですよ。それは一体都道府県に入るもののな

か、經營者に入るもののかとということを聞いて

おる。それはやはり明確にしておく必要があると

思ふのです。

○檜垣政府委員 この十二番目の年賦払いとい

うところで、実はいままで十分御説明しておりませ

んでしたので、若干私どもの考え方が明らかでな

かったわけでございますが、この制度のもとで

は、委託費及び売り渡し代金の納付といふのは、

牧場完成から年賦払いに入るということで、建

設期間中は、代金あるいは委託費の徴収を行なわ

ます。それで法律論的にはどうも土地の権利者に

あります。法律論としてはこれは現に幾らでも

あるわけなんですよ。だからそういうようなとこ

ろは、精細といつたら失礼に当たるかも知れない

が、そこらのところはやはり明確にしておく必要

があるのじゃないか。できてから問題が起つた

のでは間に合わない。その事前にできることはき

ちつとしておいたほうがいいのじゃないか、そう

いうたてまえから言つているわけなんです。

○檜垣政府委員 まず私どもの考え方としては、

いままで申し上げたとおりでございますが、ただ

申し落としておりました点は、農林大臣と公団と

の関係においては、これは金は国の補助そのもの

であるわけでございます。したがつてその補助要

綱の内容としてお話をこのような問題を、補助の条件

として明確にしておきたい。そういうことによつ

て公団は都道府県との間に、都道府県は經營者と

の間に、同様の筋を通してまいりたいといふう

に思つております。

○中村(時)委員 な

場合の、三年間にわたって、三分の一の一の一年間で

でき上がった部分に対するものの利益は――これ

は例ですよ。それは一体都道府県に入るもののな

か、經營者に入るもののかとということを聞いて

おる。それはやはり明確にしておく必要があると

思ふのです。

○檜垣政府委員 この十二番目の年賦払いとい

うところで、実はいままで十分御説明しておりませ

んでしたので、若干私どもの考え方が明らかでな

かったわけでございますが、この制度のもとで

は、委託費及び売り渡し代金の納付といふのは、

牧場完成から年賦払いに入るということで、建

設期間中は、代金あるいは委託費の徴収を行なわ

ます。それで法律論的にはどうも土地の権利者に

あります。法律論としてはこれは現に幾らでも

あるわけなんですよ。だからそういうようなとこ

ろは、精細といつたら失礼に当たるかも知れない

が、そこらのところはやはり明確にしておく必要

があるのじゃないか。できてから問題が起つた

のでは間に合わない。その事前にできることはき

ちつとしておいたほうがいいのじゃないか、そう

いうたてまえから言つているわけなんです。

○檜垣政府委員 まず私どもの考え方としては、

いままで申し上げたとおりでございますが、ただ

申し落としておりました点は、農林大臣と公団と

の関係においては、これは金は国の補助そのもの

であるわけでございます。したがつてその補助要

綱の内容としてお話をこのような問題を、補助の条件

として明確にしておきたい。そういうことによつ

て公団は都道府県との間に、都道府県は經營者と

の間に、同様の筋を通してまいりたいといふう

に思つております。

○中村(時)委員 な

場合の、三年間にわたって、三分の一の一の一年間で

でき上がった部分に対するものの利益は――これ

は例ですよ。それは一体都道府県に入るもののな

か、經營者に入るもののかとということを聞いて

おる。それはやはり明確にしておく必要があると

思ふのです。

○檜垣政府委員 この十二番目の年賦払いとい

うところで、実はいままで十分御説明しておりませ

んでしたので、若干私どもの考え方が明らかでな

かったわけでございますが、この制度のもとで

は、委託費及び売り渡し代金の納付といふのは、

牧場完成から年賦払いに入るということで、建

設期間中は、代金あるいは委託費の徴収を行なわ

ます。それで法律論的にはどうも土地の権利者に

あります。法律論としてはこれは現に幾らでも

あるわけなんですよ。だからそういうようなとこ

ろは、精細といつたら失礼に当たるかも知れない

が、そこらのところはやはり明確にしておく必要

があるのじゃないか。できてから問題が起つた

のでは間に合わない。その事前にできることはき

ちつとしておいたほうがいいのじゃないか、そう

いうたてまえから言つているわけなんです。

○檜垣政府委員 まず私どもの考え方としては、

いままで申し上げたとおりでございますが、ただ

申し落としておりました点は、農林大臣と公団と

の関係においては、これは金は国の補助そのもの

であるわけでございます。したがつてその補助要

綱の内容としてお話をこのような問題を、補助の条件

として明確にしておきたい。そういうことによつ

て公団は都道府県との間に、都道府県は經營者と

の間に、同様の筋を通してまいりたいといふう

おかないと問題が起つてきはせぬか、こう思う
わけなんです。だからその中途はんぱな考え方で
なくして、これはこうなんだという規定を明確に
しておく必要がある、私はそう思うわけなん
です。

○**榎垣政府委員** ただいま申し上げましたよう
に、法律的には確かにむずかしい問題でございま
すが、建設途中における一部造成された草地の草
生の権利の帰属は、私は土地の権利者に帰属す
る。それは使用収益権を含む。したがって国有林
の土地を借り受けをいたしております最終の経営
者がございますならば、これは国有林に所属する
ものでなく、当然牧場の使用収益権を持つ牧場經
営者に帰属するものであるということだと考えま
す。したがつてそういう考え方のもとに、その草
生の利用というものを認めてまいりたいというふ
うに考えております。

○**中村(時)委員** いまの問題は、法的にも問題が
あるうと私は思うのです。だから、きょうの日と
いうことは言いませんから、あすでも、おそらく
今後の質問にも出てくると思いますから、それは
明確にしておいて、すっきりした姿で打ち出した
ほうがいいのじゃないか、こう思つております。
それから委員長、きょうは一応これでやめて、
質疑は明日に譲りますから……。

○**坂田(英)委員長代理** 次会は明八日開会するこ
ととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会